

令和 7 年第 2 回定例会

河津町議会会議録

令和 7 年 6 月 4 日 開会

令和 7 年 6 月 5 日 閉会

河津町議会

令和七年第二回〔六月〕定例会

河津町議会会議録

令和七年第二回〔六月〕定例会

河津町議会会議録

令和7年河津町議会第2回定例会会議録目次

第1号（6月4日）

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	1
○事務局職員出席者	1
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	4
○町長の行政報告	7
○一般質問	11
渡邊昌昭君	12
遠藤嘉規君	27
桑原猛君	41
北島正男君	46
○散会の宣告	58
○署名議員	61

第2号（6月5日）

○議事日程	63
○出席議員	63
○欠席議員	64
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	64
○事務局職員出席者	64
○開議の宣告	65

○議事日程の報告	65
○一般質問	65
正木誠司君	65
○報告第1号の上程、説明、質疑	76
○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	78
○承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	81
○承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	84
○承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	87
○議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決	89
○議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決	91
○議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決	93
○議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決	103
○議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決	106
○議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決	108
○議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決	110
○選挙第1号	112
○議員派遣の件	114
○委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件	115
○閉会の宣告	115
○署名議員	117
○議案等審議結果一覧	119

第 1 日

6 月 4 日（水曜日）

令和7年河津町議会第2回定例会会議録

議事日程(第1号)

令和7年6月4日(水曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 町長の行政報告
日程第 5 一般質問

出席議員(10名)

1番	正木誠司君	2番	北島正男君
3番	大川良樹君	4番	桑原猛君
5番	渡邊昌昭君	6番	遠藤嘉規君
7番	上村和正君	8番	渡邊弘君
9番	稲葉静君	10番	宮崎啓次君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	岸重宏君	副町長	木村吉弘君
教育長	鈴木弘光君	総務課長	川尻一仁君
企画調整課長	島崎和広君	町民生活課長	鈴木亜弥君
健康増進課長	平川直也君	福祉介護課長	中村邦彦君
産業振興課長	稲葉吉一君	建設課長	臼井理治君
防災課長	友田佳伸君	水道温泉課長	飯田吉光君
教育委員会 事務局 局長	土屋勉君	会計管理者 兼 会計室長	土屋典子君

事務局職員出席者

事務局長 山本博雄 書記 土屋 翔

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（渡邊 弘君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しております。

よって、本日の議会は成立いたしました。

◎開議の宣告

○議長（渡邊 弘君） これより令和7年河津町議会第2回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（渡邊 弘君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ご覧願います。

なお、今定例会からスマートフォン等の電子機器の持込みと一般質問時のディスプレイの使用ができることといたしました。これは、全議員で構成する議会改革特別委員会で協議をし、今後、議会におけるDX推進の観点から、申合せ事項として運用していくものでございます。

また、電子機器使用の際は、マナーモードなどにするなど、会議の妨げにならないよう十分注意をし、会議に関係のない閲覧をするなどの目的外の使用はしないようお願いしたいと思います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡邊 弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長より指名をいたします。

5番、渡邊昌昭議員、6番、遠藤嘉規議員の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（渡邊 弘君） 日程第2、会期の決定を行います。

今期定例会の会期につきましては、5月29日に議会運営委員会をお願いし、ご検討を願った結果、本日より6月6日までの3日間としたいと思います。

なお、会期中の日程につきましては、本日は諸般の報告、町長の行政報告と一般質問4名をお願いしたいと思います。

5日は、一般質問1名と報告事項、専決案件、条例案件、単行議決案件、補正予算、選挙をお願いしたいと思います。

なお、6日は念のため予備日とし、議事の進行を図りたいと思います。

お諮りいたします。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日より6日までの3日間と決定しました。

なお、説明のため、町長以下関係職員が出席しておりますことをご報告いたします。

◎諸般の報告

○議長（渡邊 弘君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会が開催されるに当たり、令和7年第1回定例会以降の諸般の報告をいたします。
議会議長会の事業について。

5月23日、賀茂郡町議会議長会総会及び議長会議が開催され、出席いたしました。

5月27日、全国町村議会議長会議長・副議長研修会が東京都で開催され、副議長とともに出席いたしました。

5月30日、静岡県地方議会議長連絡協議会定期総会及び政策研修会が静岡市で開催され、副議長とともに出席いたしました。

町議会活動について。

3月31日、議員説明会が開催され、第35回河津桜まつりについて町から説明を受けました。

4月21日、議員月例会を開催し、河津桜ボランティアセンター代表玉木氏を講師に迎え、災害ボランティアについて研修を行いました。

5月19日、伊豆縦貫自動車道建設促進要望活動を国土交通省及び財務省で行いました。

5月26日、議会全員協議会を開催し、第2回定例会の議案について町から説明を受けました。

同日、議員説明会が開催され、旧東小学校指定管理者の公募、NHK受信料、定額減税補足調整給付金事業、（仮称）峰防災公園整備事業における建設発生土活用に関する覚書（案）、令和7年度河津サポート！プレミアム商品券事業について町から説明を受けました。
河津町議会改革特別委員会。

4月18日、河津町議会改革特別委員会を開催し、調査事項について協議をいたしました。

例月出納検査結果報告。

3月26日、令和7年2月分の出納検査報告書を受領いたしました。

4月24日、令和7年3月分の出納検査報告書を受領いたしました。

5月23日、令和7年4月分（令和6年度・令和7年度）の出納検査報告書を受領いたしました。

議会運営委員会。

5月29日、議会運営委員会を開催し、令和7年第2回町議会定例会の日程等を協議いたしました。

常任委員会関係議員活動について。

3月21日、河津町立文化の家運営協議会が開催され、第2常任委員長が出席しました。

3月21日、4月1日、4月7日、広報常任委員会を開催し、議会だより105号の作成・発行を行いました。

3月24日、第2常任委員会を開催し、伊豆縦貫自動車道要望活動について協議をいたしま

した。

3月25日、第2回河津町学校給食運営審議会が開催され、第2常任委員長及び副委員長が出席いたしました。

3月28日、第1常任委員会を開催し、河津ザクライドの反省と今後について商工会と協議をいたしました。

4月22日、河津町自衛隊協力会理事会が開催され、第2常任委員長が出席いたしました。

4月24日、第1常任委員会が静岡県知事を表敬訪問し、河津ザクライドの報告を行いました。

5月15日、河津町国民健康保険運営協議会が開催され、協議会委員が出席いたしました。

5月16日、第2常任委員会が伊豆縦貫自動車道建設促進要望活動を国土交通省中部地方整備局で行いました。

同日、第1常任委員会を開催し、第2回河津ザクライド実証実験について協議をいたしました。

5月21日、河津町自衛隊協力会総会が開催され、第2常任委員長が出席いたしました。

6月2日、河津町共同募金委員会運営委員会が開催され、第1常任委員長が出席いたしました。

同日、河津町社会福祉協議会理事会が開催され、第1常任委員長が出席いたしました。

5月26日、第1回河津町学校給食運営審議会が開催され、第2常任委員長及び副委員長が出席いたしました。

5月29日、広報常任委員会を開催し、広報紙の作成について協議をいたしました。

一部事務組合について。

3月28日、下田メディカルセンター議員勉強会が開催され、組合議員が出席いたしました。

5月21日、下田地区消防組合議会全員協議会が開催され、組合議員が出席いたしました。

5月22日、下田メディカルセンター議員全員協議会が開催され、組合議員が出席いたしました。

5月30日、下田地区消防組合臨時会が開催され、組合議員が出席いたしました。

議長に要請のあった諸会合等。

4月4日、春の全国交通安全運動街頭広報が行われ、議員とともに出席いたしました。

5月16日、黒船祭歓迎交流会が下田市で開催され、出席いたしました。

5月21日、河津町商工会通常総会が開催され、第2常任委員長とともに出席いたしました。

同日、河津町観光協会通常総会が開催され、出席いたしました。

6月2日、下田警察署管内防犯協会が下田市で開催され、出席いたしました。

町の行事について。

3月14日、河津町立さくら幼稚園卒園式が開催されました。

3月19日、河津町立河津小学校卒業証書授与式が開催されました。

同日、河津町立河津中学校卒業証書授与式が行われました。

4月6日、河津町消防団入団式が挙行されました。

4月8日、河津町立河津小学校入学式が挙行されました。

同日、河津町立河津中学校入学式が挙行されました。

4月9日、河津町立さくら幼稚園入園式が行われました。

上記行事が開催され、出席をいたしました。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

◎町長の行政報告

○議長（渡邊 弘君） 日程第4、町長の行政報告を行います。

町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、行政報告を申し上げます。

本定例会が開催されるに当たり、3月定例会以降の行政報告と所信の一端を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

職員の人事異動について申し上げます。

4月1日付で、新規採用職員6名、県との人事交流、美しい伊豆創造センター派遣各1名を含む、35名の人事異動を発令しました。河津町第5次総合計画の着実な推進のため、職員の意欲、経験、適性等を踏まえた人事配置を実施しました。また、企画調整課秘書交流係を交流係とし、秘書業務を総務課総務係へ移す機構改革を行い、事務の効率化を図りました。

本定例会に、人事異動に伴う職員給与費の科目変更等の補正予算を計上しましたので、ご審議をお願い申し上げます。

地域おこし協力隊事業について申し上げます。

4月1日付で岡愛香梨隊員に地域農業活性化業務等推進の任務で、5月1日付で原愛美隊

員に地域福祉業務等推進の任務で、それぞれ委嘱を行い、地域おこし協力隊は5人体制となりました。各隊員には地域協力活動の推進を期待しております。

地域活性化起業人事業について申し上げます。

令和5年度から、国の地域活性化起業人制度を活用し、合同会社DMM. comから派遣社員1名の受入れを行っております。今年度においても、主にDX推進業務を担当していただきます。

高齢者等おでかけ支援タクシー実証実験について申し上げます。

新たな交通システムとして、バスの利用が困難で外出を控えている町民の外出促進を目的に、令和6年度に引き続き、貸切りタクシーを利用した高齢者等おでかけ支援タクシーの実証実験を実施しております。実証実験は、4月7日から7月4日までの間、平日の月・水・金曜日、延べ38日間となります。今後、実験結果を検証し、公共交通施策を検討してまいります。

ふるさと納税推進事業について申し上げます。

令和6年度のふるさと納税は、寄附件数2,348件、寄附総額1億5,455万1,000円となり、前年度より340件、2,142万2,000円の増となりました。引き続き地域おこし協力隊員と連携をし、返礼品の開拓や、町内で使える電子通貨の取扱い事業所の拡充及び、町内で寄附し町内でサービスを受ける「現地型決済」による寄附の増額に努めてまいります。

DX推進事業について申し上げます。

住民向けDXへの取組として、3月末に河津町B&G海洋センター体育館、河津町コミュニティセンターへ、スマートロックシステムを導入しました。両施設の利用者は、予約システムと連動した電子キーをスマートフォンで受け取ることで、教育委員会等へ鍵を借りに行かずとも、施設を利用できるようになりました。

町税の収納状況について申し上げます。

令和6年度分の町税収納状況は、4月末現在で9億4,354万7,000円、徴収率は97.22%で、前年度より0.50ポイント増加をしております。国民健康保険税は、1億7,812万2,000円、徴収率は93.55%で、前年度より0.63ポイント増加をしております。

収納対策としては、賀茂地域1市5町による賀茂地方税債権整理回収協議会で共同徴収に取り組んでおり、さらに徴収困難な事案については、静岡地方税滞納整理機構に移管をしております。令和6年度は静岡地方税滞納整理機構に10件、279万4,000円を移管し、4月末現在、完納8件、引渡後確定延滞金を含め徴収金額258万円、徴収率92.34%となっております。

戸籍の氏名振り仮名記載について申し上げます。

戸籍法の改正により、戸籍に氏名の振り仮名が記載されることになりました。令和7年5月26日を基準日として、本籍地の市区町村から順次、戸籍に記載される予定の振り仮名の確認の通知が行われています。河津町に本籍がある方への通知は、8月上旬を予定しておりますので、通知が届きましたら振り仮名に誤りがないかご確認をお願いいたします。

エコクリーンセンター東河について申し上げます。

令和6年度のエコクリーンセンター東河へのごみの搬入量は、2,952トンで前年度比96.95%となり、可燃ごみは、2,620トンで前年度比96.90%でした。

また、5月25日に実施した「環境美化の日」町内一斉清掃では、区長をはじめ協力をいただいた皆様に御礼申し上げます。引き続き、ごみの減量・分別化、きれいなまちづくりに向け取り組んでいただきますようお願いいたします。

带状疱疹定期予防接種及び任意予防接種費用助成事業について申し上げます。

令和7年度から定期接種化された带状疱疹予防接種につきましては、今年度の対象者584人に個別通知を行い、4月末までに27人が接種を受けております。定期接種の対象となるのは生涯1度きりとなりますので、ぜひ接種をご検討ください。

带状疱疹任意予防接種費用助成事業につきましては、今年度の带状疱疹定期接種の対象者以外の方を対象としたもので、世帯宛に案内を行い、5月末時点で61人から申請がありました。この事業は今年度限りの事業となりますので、定期接種の対象となるまでに年数が開く方は、主治医にご相談の上、ご利用ください。

放課後児童クラブの移設について申し上げます。

放課後児童クラブの環境改善のため、令和6年度から実施をしていた河津小学校の改修工事が完了し、5月19日に体育館2階から校舎1階旧図工室へ移設をしました。今後とも、放課後児童の健全な育成を図るため、適切な運営に努めてまいります。

こども計画の策定について申し上げます。

子ども・若者施策を総合的に推進するため、新たに「河津町こども計画」を策定しました。本計画は、令和7年度を初年度とする5か年計画となります。計画の基本理念は「育てるまち かわづ」とし、各施策・事業を推進していきます。また、教育・保育施設に関しては、少子化が進む中でも継続的に教育・保育事業が提供できるよう、施設の統合等を検討していきます。

第35回河津桜まつりについて申し上げます。

第35回河津桜まつりは、桜の開花が大幅に遅れたため開催期間を3月9日まで延長しました。実行委員会の集計では、まつり期間中の河津駅周辺の入込み客数は約54万人で、うち河津駅降車人員は約8万8,000人でした。

実行委員会の運営状況については、乗用車駐車場台数が前回に比べ約5,000台減少したことによる収入減や、期間延長による経費の増などにより大きな減益となりました。

ユーラスエナジー河津カップ2025天城アタック35について申し上げます。

トレイルランニング大会「ユーラスエナジー河津カップ2025天城アタック35」が5月11日に開催をされました。大会前日のイベントは雨天のため中止となりましたが、160名の選手の参加をいただき、大会ボランティア約100名や関係機関の協力の下、準備・受付と当日のおもてなしや走路観察などを行っていただきました。また、町民の皆様には温かい声援を送っていただき、この場をお借りしまして御礼申し上げます。

津波避難訓練について申し上げます。

3月15日に津波浸水想定区域において、各自主防災会が主体となり津波避難訓練を実施しました。518名が参加をし、避難場所や避難経路等の確認を行いました。

消防団関係について申し上げます。

消防団入団式が4月6日にB&G体育館で行われ、7名の新再入団員が稲葉克己団長から辞令を受けました。入団式終了後には本部指導の下、基礎訓練が行われました。

土砂災害・全国防災訓練について申し上げます。

6月は土砂災害防止月間となっており、静岡県では6月の第1日曜日に各市町においてモデル地区を選定し、防災訓練を実施しております。

町では、6月1日に逆川公民館において、下田土木事務所協力の下、土砂災害防止に関する出前講座を開催し、逆川区民20名が参加をしました。当日の会場手配等、区長はじめ関係者の皆様のご協力にお礼申し上げます。

校内教育支援センターについて申し上げます。

大勢で学ぶことになじめなかったり、友達との関係に悩んだりして、学校やクラスに入りづらいと感じている児童や生徒に対して、居場所をつくり、支援をしていくため、4月から河津小学校体育館2階に校内教育支援センターを設置しました。支援員を配置し、1人ひとりの状況に応じて個別に支援を行っております。

教育DXアドバイザーについて申し上げます。

国の地域活性化起業人制度を活用し、AKKODiSコンサルティング株式会社から教育

D Xアドバイザーとして社員1名を派遣していただいております。町内の小中学校、幼稚園を回り、G I G Aスクール構想の推進やI C T活用に助言をいただき、教員の負担軽減を図っております。

主な入札結果について申し上げます。

5月22日に実施をした町道田中・見高入谷1号線暗渠改修工事は、東海建設株式会社が落札し、1,577万4,000円で契約をしました。この事業は、道路を横断している暗渠管が破損したため改修するものです。地籍調査業務委託（見高Ⅰ・見高Ⅱ）は、有限会社渡辺測量事務所が落札をし、1,100万円で契約をしました。この事業は、津波浸水想定区域の地籍の明確化を図るために実施をするものです。

その他の入札結果については別紙をご参照ください。

報告は以上のとおりであります。

3つの重点テーマ、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」、「豊かさをみんなで創るまちづくり」、「未来を創る人が育つまちづくり」を軸に、新しい時代の「コンパクトで魅力ある、賑わいのまちづくり」に取り組むべく、各種事業に取り組んでいきます。今後とも議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます、私の行政報告とさせていただきます。

○議長（渡邊 弘君） これで町長の行政報告を終わります。

10時40分まで休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時40分

○議長（渡邊 弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎一般質問

○議長（渡邊 弘君） 日程第5、一般質問に入ります。

質問は、1件ごと一問一答方式とするか、一括質疑方式とするかは、質問者の意向による

ものとししますので、あらかじめ議長にお申し出ください。

なお、申し添えておきますが、質問回数は1問につき3回、質問の時間は答弁を含め60分となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

一般質問は、次の順序によりこれを許します。

5番、渡邊昌昭議員、6番、遠藤嘉規議員、4番、桑原猛議員、2番、北島正男議員、1番、正木誠司議員。

◇ 渡 邊 昌 昭 君

○議長（渡邊 弘君） それでは、5番、渡邊昌昭議員の一般質問を許します。

5番、渡邊昌昭議員。

〔5番 渡邊昌昭君登壇〕

○5番（渡邊昌昭君） 改めまして、おはようございます。5番、渡邊昌昭です。

令和7年第2回定例会開催に当たり一般質問の通告をしたところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答方式で質問させていただきます。

私の質問は、1問目、河津町教育大綱について、2問目、ドローンの活用について、3問目、町長の今後の町政方針についての3問です。町長、副町長、教育長、関係課長の答弁を願います。

それでは、1問目、河津町教育大綱について質問いたします。

現在、現行の河津町教育大綱は、「郷土を愛し、心豊かな人を育てるまちづくり」を基本理念として、学校教育、社会教育、生涯スポーツ、青少年の健全育成、地域文化の継承と創造を基本目標として令和2年度から実施されてきましたが、本年度までの令和7年度までとされ、来年度からは新たな教育大綱の制定が必要とされております。

教育大綱は、町の第5次総合計画に沿った我が町の教育指針であり、今後の教育環境を左右する重要な指針であると言えます。町長と教育委員会で構成される河津町総合教育会議で本年度中に決定されるものと思います。新たな教育大綱の制定の前に、これまでの教育大綱についての考えをお聞きしたいと思います。

これまでの5年間、基本理念を「郷土を愛し、心豊かな人を育てるまちづくり」としてきました。来年度からの新たな教育大綱を作成することとなりますが、次の教育大綱の基本理

念は、第5次総合計画の第3編、基本計画の第3章の「郷土を愛し、心豊かな人を育てるまちづくり」に通じるものではないかと予想はされております。これまでの大綱の示してきたこの5年間の間には、小学校の統合という大きな改革がありました。スポーツ面においては、町民スポーツ大会、町民のスポーツの集大成とも言うべき町民大会が廃止され、大きな変化があった5年間であると思えます。

教育大綱は、学校教育と社会教育の2本柱が主となると思われませんが、この5年間を振り返り、町長、教育長はどのような感想を持っているのか、それについてお答え願いたいと思えます。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、渡邊昌昭議員の河津町の教育大綱について、1点目が現行の教育大綱実施の結果はということでお尋ねですので、お答えします。

町の教育大綱については、教育に対する町の指針となるもので、大変重要なものであると考えております。議員お尋ねのように、現在の大綱は令和7年度までですので、今年度中に新たな大綱の策定に向けて取り組んでおります。

感想についてお尋ねですので、お答えしたいと思っております。

学校教育においては、議員がお尋ねのように、この5年間の間に、小学校の統合など学校教育においても大変大きな変化がございました。統合に向けてこれまでも、統合後の教育の進め方についてもいろいろ話し合われてきており、私としては順調に移行できたものと考えております。また、実際の子供たちの姿を見ても、環境の変化にも対応できて、見る限りでは伸び伸びと学校生活が行われているものと、そういうふうに思っております。

また、社会教育の面においても、各地区の状況も踏まえて、先ほど議員がお尋ねのように、町民大会なども、これまで工夫をしながら地区の意見を踏まえながら行ってまいりましたが、コロナを経まして中止をせざるを得なくなりました。これまでのように地区単位で行うことや、人を中央に集めて行うイベントなどの開催が難しくなっておりまして、現状を踏まえてどのように社会教育を進めていくのか、内容ですとか方法なども今後、検討する必要があるかと思っております。

お尋ねの詳細につきましては、教育長より答弁させます。

私からは以上であります。

○議長（渡邊 弘君） 教育長。

○教育長（鈴木弘光君） 現教育大綱は、令和3年度から7年度までの5年間を対象期間とし

て、「故郷を慈しみ、豊かな心身を育む人づくり」を基本理念とし、4つの基本目標を定め、その目標実現のために基本施策を定め、取り組んできています。

その目標の1つである幼児・学校教育の充実における大きな課題であった3小学校の統合については、地域や保護者の方々のご理解と多大なご協力により令和5年度に完了し、河津小学校として開校し、現在、3年目がスタートしました。

子供たちは、統合した河津小学校の生活に適応し、東小・西小・南小という枠組みを感じることなく、河津小の仲間という意識で学校生活を楽しく送っているようです。また、多様な友の存在の中で今までなかった友達関係を構築し、それを広げながら学校生活を送っています。授業や学校行事においても、児童数が増えたことで、子供自ら切磋琢磨する場面や活気を感じる場面も多く、子供同士の相互理解も深まり、団結力や結束力も増しているようです。とてもうれしく思います。

学校も動き出すと幾つかの課題も出てきますが、保護者、地域の方々、また河津町独自の学校運営協議会の中で、よりよい方向を見つけていくことができたらと思います。

また、幼児・学校教育充実の幾つかの施策として、河津の人・自然・歴史などの豊かな教育材を基にした、郷土に根差した特色のある教育の展開やGIGAスクール構想の進展による学校ICT環境の推進、児童生徒の多様化に対応した支援体制等、学校教育の充実などに取り組むこともできました。さらに、それらの取組を継続していきたいと考えています。

その一方で、予想以上の速さで進む少子化の中で、今後の未就学幼児の教育の方向についてよりよい方向で実現していくことや、小中一貫教育の実現に向け、具体的に事項を進めていくことができるよう、さらなる議論を進めていくことや、学校部活動の地域展開、教職員の子供と向き合う時間の確保など、今後取り組んでいかなければならない課題もはっきりと見えています。これらの課題に対する施策についても、次期教育大綱に盛り込んでいきたいと考えています。

社会教育については、「いつでも、どこでも、誰でも」学習やスポーツに取り組める環境を整え、1人ひとりが学びや運動を通して心身の向上を図り、町民相互の交流を深めつつ、地域づくりにつながるまちづくりを目標としました。

その目標の実現に当たり、青少年教育、成人教育、芸術・文化教養、保健体育的關係などについて、町民の学習・体験ニーズを探りながら、多彩で特色のある学習プログラムを提供することや、指導者の発掘や育成及び自主的な学習活動の支援などに取り組んできました。

しかしながら、コロナ感染症の感染拡大の影響により、令和3年度は緑の少年団のサマー

キャンプや寿大学、下田・河津間駅伝競走大会、町民大会など、幾つかのプログラムや行事を開催することができませんでした。そのような中でも、町民文化祭をバガテル公園オレンジリーと芝生広場に分けて、感染対策を講じながらいろいろと工夫を凝らすなど、開催に向けての努力がなされました。それらの取組は現在も引き継がれています。

令和4年度になると、いろいろな学習プログラムや行事もほぼ行われるようになり、現在に至っています。

しかしながら、町民大会については、少子高齢化と人口減少により、参加者を集めることが困難になってきている状況を加味し、閉会とすることとなり、それに代わるものとして、新たな町民参加型の「河津町ニュースポーツフェスタ」を実施するようになりました。

今後は、少子高齢化と人口減少に加え、インフルエンザ、コロナ感染症、熱中症などの影響も考慮していかなければなりません。今までの取組をよりよく変えていったり、新たな発想で生み出したりしながら、持続可能なものとなるよう探っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） ただいまの教育長の答弁の中に、5年間を過ごしてみて、学校教育の中では、新たな問題・課題がはっきりと見えてきたということが言われております。

そして、少子高齢化は間違いなく進んでいるということで、次の質問に移っていくんですけども、教育大綱の2つの柱、学校教育と社会教育と、この2つがあると思うんですけども、少子化の進む中、小学校が統合され、新たな小学校の体制が始まりました。次の5年の間には、小学校の移転、これも含めソフト面、ハード面と両面において、小中一貫校に向けた検討がなされるものと思っております。また、先ほど教育長もおっしゃってございましたけれども、中学校の部活動の在り方についても、大きな岐路に立っているところだと考えております。

そのような教育環境が大きく変化する中で、河津町の子供たちは義務教育を終え、または高校を卒業した後、河津町を離れる若者が増える一方で、都会に就職し、故郷に戻ってくる若者は少ないというのが現状ではないでしょうか。

郷土を愛するということが、先ほどから何回も言葉に出ておりますけれども、町内のいろいろな方にお聞きすれば、多くの方が河津町を住みよくて、いい町だと思っている感想を持っております。河津桜を含め、郷土を愛しているし、小中学生も同様に河津町をいい町だと思っております。しかし、現実には、学業が終わっても河津町に帰ってくる若者は少ないのが

現状です。

保護者や若者当人は、働き口が河津やその周辺にはない、だから、一旦、都会に出た若者はなかなか戻ってこない。都会に出て、勉強や研修を終えても戻ってこないという理由に、働き口がないというのがその大きな理由となっております。実際には、この役場をはじめ、いろいろな職場で人手がないと言われ、そのギャップの大きさ、これを感じております。

学校教育の中で、多くのカリキュラムに縛られている授業体制の中では困難とも思えますけれども、河津から離れた若者が再び河津の町に戻りたい、河津のために何かをしたいと考える故郷・郷土をつくるという教育、郷土を愛する教育がもっとあってもいいと思います。

それについて、新たな教育大綱の策定について、基本施策、これについて盛り込んでいくのが一番いいのかなと思うんですけれども、基本施策に郷土を愛する方策をどのように取り組んでいくのか、お答え願いたいと思います。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまのお尋ねの点につきましては、教育長より答弁させます。

○議長（渡邊 弘君） 教育長。

○教育長（鈴木弘光君） 議員がおっしゃるように、子供たちを取り巻く教育環境は大きく変化しています。特に先ほども言いましたが、現教育大綱を策定した当時では予想もつかなかった速度で少子化が進み、今後の学校教育においてもいろいろな対応の必要性が出ています。

そのような状況にあっても、子供たちは学校や家庭の中で、そして地域の方々やこの河津町の豊かな自然や文化の中で、共に学び合い、共に高め合いながら、豊かな心と健やかな心身を育み、河津のすばらしさを知ることにより、きっと笑顔があふれる河津町の未来を創造していく担い手になっていくと思います。そのようなことを考え、次期教育大綱における基本理念を「郷土を愛し、豊かな心身を育む人づくり」としていきたいと考えています。

この基本理念の下、子供たちが学びへの意欲を育み、学力の向上や豊かな人間性を形成していくためには、安心・安全な環境の中で自己肯定感を育てていくこと、健康な心や体をつくっていくこと、皆と協力して動き、つくり上げる喜びや達成感を感じていくこと、多様性への理解を深めていくことなどがが必要です。そして、これらのことは、教育現場だけではなく、家庭や地域とのつながりの中で育てられ、深めていくものです。

このようなことから、議員がおっしゃる郷土に対する教育、郷土を愛する教育は、とても重要で大切なものと考えています。現在も、学校では河津町の豊かな自然や歴史・文化などの教材を基に、多くの町民の方に関わっていただきながら、河津だからできる、河津な

らではの学習を進めています。

小学校では、3年生から行う総合的な学習において、学年ごとに探究課題を設定して、継続的に探究活動を進めています。例えば、令和6年度では、5年生が産業の視点から「河津が誇る産業」というテーマで、6年生が防災の視点から「河津の未来を考えよう」というテーマで学習を進めていました。今後は、小中一貫教育を見据えながら、学年の発達段階に応じて系統的に学んでいくようにしていきたいと思います。

また、イベント的な取組も行われています。

5月、6月ですと、河津川での鮎の放流、菖蒲沢海岸でのジオ学習、芋の芽差し、梅取りなど行われます。

また、河津町出身の方々とのつながりや河津桜を通してのつながり、河津町の姉妹都市とのつながりなどにより、年間では理科実験グループ「ディレクトフォース」による理科の授業や龍谷大学教授の社会科の授業、文化庁のプロジェクトによる音楽鑑賞、青山学院や服部栄養専門学校への訪問、白馬村との小学生の交流などが行われています。

以上のように、河津と関わって学んだり、河津を通じた関わりの中で学んだりすることは、郷土に対する愛着や誇りを育むことにつながり、それは、子供たちの自信や意欲を生み、人生を歩んでいく上で重要な視座の確立につながると考えています。

以上述べたように、次期教育大綱についても、郷土や地域文化を学ぶことや地域を通して学ぶことは重要と考えておりますので、現在行われているものをよりよいものにするとともに、新たに取り組めることなども模索しながら、何をどのように盛り込むか、学校と連携しながら検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） 学校教育に対する基本施策、河津だからできる学習、これはすごくいいと思います。地域とつながった河津だからこそできる教育、これを目指してできるような施策を取り込んでいただきたいと思います。

学校教育のほかのもう一点のほうを考えると、生涯学習について今度はお聞きしたいと思います。

先ほどから言われておりますけれども、高齢化が進み、生涯学習、社会教育も進みにくくなっているのではないかと考えております。平均寿命もだんだん延びてきておりますし、そんな中で、高齢者を取り残さない生涯学習、社会教育の充実化、これをどのようにしていく

のかお聞きしたいと思います。

高齢者といっても、60代、70代の前半の元気な高齢者であれば、各種のイベントも参加しやすく、気楽に出ていけると思うんですけれども、フレイル、フレイル直前状態の高齢者、これをいかに社会に出られるよう誘うか、このようなことが必要なのかなと考えております。

さくらアカデミーや寿大学などがホームページには紹介されていますが、その実態は果たしてどうなのでしょう。高齢者を取り込むための基本施策、これについては、どのように考えているのか答弁願いたいと思います。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 社会教育の関係で高齢者の対応ということでございます。

今日の地元の新聞で、県下の高齢者の状況が統計的なものが出ておりました。県内では高齢者、65歳以上が30%を超えたというような、今日、数値が出ておりました。河津町でも43%強といますか、44%に近い数字が出ておりました。賀茂地区の状況を見ますと、河津町はまだいいほうでして、50%を超えているような賀茂地区の状況もあるように聞いております。その中で、今日は後期高齢者といいますか、その率も出ておりましたけれども、河津町は比較的、賀茂地区の中では数字としてはいいわけで、それでも、先ほど申したように多くの高齢者がまだ増加傾向にあるということが分かると思います。

当然、65歳以上の高齢者が河津町でも43%以上いるわけでございますので、高齢者の健康や生きがいづくりが大変重要だというふうに私も思っております。私もこれまでも寿大学なんかを通して、その高齢者の役割、特に健康維持ですとかそういうものについて訴えてきた経緯もございますし、大変重要な観点だと思います。特に高齢者の食と、あるいは運動とか、いろいろな生きがいづくりとかそういうものも含めまして、社会教育の役割はあるかと思っておりますので、そんな観点で今後進めていきたいなと思っております。

お尋ねの点につきましては、教育委員会事務局長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（渡邊 弘君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（土屋 勉君） それでは、私からは、高齢者に対する社会教育についてご説明をさせていただきたいと思っております。

一般的に高齢者と言われる65歳以上の方については、元気に現役で活躍されている方、地域の活性化に貢献されている方も多く、地域においても様々な面において主力となっている地区も多いかと思っております。

今後、生じてくるであろう様々な社会の課題を解決していくためにも、多くの高齢者が一層元気に様々な場面で活躍できる社会であることが重要となってこようかと考えております。

自ら有する知識や経験を社会に還元しつつ、よりよい社会をつくる主役として選択的に自身の生きがいを選び取れる一方で、長寿社会にふさわしい、新しい高齢者観や新しい価値観をつくり出していくことが求められています。

フレイル状態となった高齢者への対応ですが、加齢に伴う活動量の低下や社会への交流機会の減少であったり、何らかの心身の疾患であったり、様々な原因があると思われます。なかなかフレイルが進行してしまった方が社会に出るようにするというのは、大変なことだと認識しております。

フレイルになる前に、若い元気なうちから、地域社会や共通の趣味を持つ者同士で活動を行い、人間関係の形成を行っていただきたいと考えております。こうした人と人とのつながりは、自然にできるものではなく、積極的に交わり、関係やネットワークを維持する努力を継続することによって成立するものだと考えております。そういったことがフレイルを防ぎ、健康な状態を保つことにつながっていくと考えております。

関係する課や機関と協力・連携をしつつ、町内でも様々な団体が活動しておりますので、文化協会やスポーツ協会の加盟団体、シニアクラブ等との連携または活動の支援、グラウンドゴルフやボッチャ等の生涯スポーツの推進、地域に出向いての出前講座等、生涯学習を通じて生きがいを持って充実した人生を過ごせるような施策を今後も行っていきたいと考えております。

○議長（渡邊 弘君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） いろいろなプログラム、これが考えられると思いますけれども、社会教育については、役場の中で各課と連携を保って、高齢化に対応できるような社会教育ができればいいかなと考えております。

少子高齢化の進む中で、少しでも郷土を愛する教育、高齢者の社会活動の活性化について踏み込んだ基本施策、これを教育大綱に盛り込んでいただき、この作成に努めていただきたい、このように考えますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次の質問をいたします。

ドローンの活用についてということで2問目の質問です。

令和3年第3回の定例会の私の質問の中で、ドローンの導入の一般質問に対して、町長から「無人航空機の活用による地方創生に関する連携協定を結び、活動を始めた。橋梁の点検

作業等を実証実験を予定している。有資格者の問題もあるが、職員の資格取得補助について推進し、そのほかは検討課題とする」との回答をいただきました。その後、2台のドローンを購入したと聞いております。この2台のドローンは、高性能の機体でどちらも高画質の映像を記録することができます。

世間ではドローンが一般化し、テレビ映画などでドローンの映像は最近見慣れてきたところであります。携帯電話やスマホの普及により、誰もがカメラを持ち、ニュースでも視聴者投稿の画像が多く取り入れられておりますし、画像を見せることで分かりやすくなります。最近のカーナビでは、俯瞰的な地図で周辺の状況を教えてくれております。災害時の被災状況も、ドローンを活用すれば一目で説明することができますし、周辺地域を俯瞰的に説明することができます。また、きれいな景色を記録することもできます。

今回の定例会で、モニターを活用することができるようになりました。これまでの災害の写真や状況写真、工事の説明の写真、風景の写真など集めてみましたので、ちょっと見ていただきたいと思います。

これが2022年、梨本地区の土砂崩れの画像となります。上空から見るとすごくよく分かるのかなと思っております。

これが国道135号、縄地の工事のときの写真になります。やはりなかなかこういう写真は見られないのかなと思っておりますので、説明がしやすい、このように考えております。

これは大鍋の国有地、ワサビ沢の横の土砂崩れのときの写真になります。

あと、これが災害時の写真なんですけれども、これが建設時のかわづっこひろば、これの上空から職員の駐車場を移しましたよというときに、こういう写真があれば、一目で見られるのかなと思っております。これは議会広報紙に使わせていただきましたけれども、このような説明をするのにもいいのかなと思っております。

これが伊豆縦貫自動車道の完成見学会の様子、これを全体を広げて見た写真であります。そして、説明するのにもいいのかなと思っているのは、旧の西小学校からちょうどインターチェンジ、河津七滝インターチェンジのところまで見られるよという形で、こういう写真を使えば、距離感とか広さとか感じ、これがうまく伝えられるのかなと思っております。

それで、これが以前に見高のペロバのかさ上げ工事をやりましたというところ、これは海岸の海上から撮っている写真なんですけれども、現場が一目瞭然なのかなと。こういう写真があれば、議会で説明されるときとか、私たち、細かい設計図を見せられてもよく分からないものですから、見やすいのかなと考えております。

最後に、これはバガテル公園の俯瞰的な写真なんですけれども、こういうのも、やはり今度、広報紙とかにきれいに見えていますよというときにうまく使えるのかなと、このように考えて、こういうような写真が撮れるのがドローンの利点なのかなと考えております。言葉で説明するよりは納得していただけるのかなと、このように考えております。

先日、裾野市では、震災発生時に罹災証明発行に対してドローンを活用するため、訓練の様子がニュースで報じられておりました。今後、ドローンの活用が多岐にわたるものと思われれます。

そこで、我が町が導入したドローンの活用状況について質問したいと思います。

資格保有者の現状と活用事例、これなんですけれども、以前の質問当時は、「河津町職員自己啓発研修費助成を利用してドローン検定3級プラス基礎技能講習を3名の職員が受講した。次年度は職員研修計画に含めて検討する」との回答でありましたが、ドローンパイロット、これは実際に増えているのでしょうか。

そして、購入した機材、どのように活用されているのか、活用の事例をお教え願いたいと思います。

また、有事の際、職員が臨場できないようなときに、依頼できるような業者、これとの業務委託協定などは結ばれているのでしょうか。

下田地区消防組合では、ウィンディーネットワークと災害時の連携協定を結んでいるのですが、そのような協定は必要ないのでしょうか。東小学校をドローンスクールとして指定されれば、新たな協定を結ばなくてもいいかもしれませんが、緊急事態の際にはプロとの協定が必要ではないかと考えますが、その辺について説明をお願いします。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、渡邊議員のドローンの活用についてということで、1点目が資格保有者の現状と活用事例ということでお尋ねですので、お答えします。

ドローンの活用については、特に災害時などにその威力を発揮するものであると考えております。しかし、操縦には資格要件がありますので、今後も資格者の確保にできるだけ努めていきたいと思っております。

現状でございますけれども、現状の職員の有資格者は7名、機材は2機保有をしております。

活用については、昨年度はほとんど行われませんでした。先日の担当課長と私の制度設計のヒアリングの際にも、その活用について検討を指示したところでございます。特に災害

時における道路や家屋などの被災状況を把握する役割は、大きいものと考えております。

その他、議員からお尋ねの補足説明は、それぞれ担当課長より説明させます。

私からは以上です。

○議長（渡邊 弘君） 防災課長。

○防災課長（友田佳伸君） ドローンの活用事例及び連携協定についてお答えいたします。

防災課には、1機のドローンを保有してございます。これまでの活用事例はございませんが、年に1回程度、ドローンの操作確認として防災課職員が実施しております。

連携協定は、締結されているものはございません。

また、今後のドローンの協定につきましては、災害現場へ出向くに当たり、安全かつ迅速に活動することが可能か等、町側の意向を協議できる団体等がございましたら、相手側の事情も考慮しつつ、慎重に進めていきたいと考えております。

○議長（渡邊 弘君） 産業振興課長。

○産業振興課長（稲葉吉一君） 私からは、産業振興課に配備されているドローンの活用事例について説明をさせていただきます。

令和4年度に配備をされまして、これまで小規模林地開発、現状の確認、町内海岸漂流物通報現地確認、台風等の漁港被災状況の確認などで活用をされております。

毎年、四、五回程度の運用がなされております。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） 今お話いただきましたけれども、実際にあまり使われていないのが現状かなと、このように考えております。

実際にドローン自体が1台、そんなに安いものでもないですし、資格取得のための費用も結構なお金がかかるとお思いますので、いざ使うというときに飛ばせなければ、普通に車で言うペーパードライバーと一緒に、実際にうまく飛ばせるのかな、うまく写真で記録ができるのかな、このように考えますので、それに対しては練習、これが唯一必要なのかなと考えております。

今後の活用計画についてお聞きしたいんですけども、今後、効率のよい活用の計画があるのかと、産振では今まで林とかそういうものを撮ったりはしているということですけども、それに対してペーパードライバーならぬ検定を受講しただけのパイロット、これではせっかくの機材が生きないというのが現状です。

飛行前の国交省に対して航空局へ飛行申請や機材の保守点検、実際の操縦技術向上のための定期的な講習会や練習の開催予定、そういうのはないのかというところを聞いていきたいと、計画がないのか。

少なくとも、有資格者が7名いるということですので、飛ばしてみる訓練、撮影技術の向上などの飛行訓練をする必要があるんですけども、ドローンを飛ばしては、はたから見れば、ただ遊んでいるだけとは思われますけれども、休日にドローンを交代で家に持って行ってもらって、土日に練習してもらおうとか、そういうような練習方法はないのかなと考えております。

現在は、とにかくあの機械というのは、やはり飛ばしてみても何ぼのものかなと思うんですよ。飛ばして数をこなさないと、やはり動かす動かしませんが実際に自分の思うところ、思うような写真が撮れたりとか、お互いに仲間同士で時々集まって、練習会みたいな形ですとか、この河津町には先生もいらっしゃいますので、そういう方に練習方法を見てもらったりして使ったりすれば、少しでも技術が向上する、そうすれば、今、産振と防災課2台あるんですけども、ほかの係でも使いたいと思ったときに、うまくその写真が活用できるのかなと考えますので、それらをうまく使っていただきたいと思っておりますけれども、そのような練習機会、練習する計画、これは町のほうで、当局のほうでやりなさいというふうにしないと、なかなか先ほど言ったように遊んでいるようにしか思われないものですから、難しいのかなと思いますけれども、そのような計画を取り入れていくことはできないのか、その辺をお伺いしたいと思うとともに、産振と防災にある機械、これについては、資格保有者の配置というのはやはり必要だと思うんですけども、そういうのについての特殊技能の一つにはなると思うんですけども、そういうものの資格保持者の配置というのは、人事異動もありましたけれども、資格の保持所有者についての配置というのは考慮されているのかというところをお聞きしたいと思えます。

周りの職員が、ほかの課の職員が気安くその活用を、そのドローンを使った写真を撮ったり、映像を撮ってくれということが頼めることができるのかなという点も含めてお聞きしたいと思えます。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまのお尋ねの点につきましては、それぞれ担当課長より答弁させていただきます。

○議長（渡邊 弘君） 防災課長。

○防災課長（友田佳伸君） ドローンの今後の活用計画についてお答えいたします。

ドローンの特性について情報収集をしたところ、動き方や操作方法など個々に差異があるものだと伺いました。ドローンを現場に出動させるには、ふだん使い慣れている操縦者とセットが好ましいと考えます。

今後につきましては、ドローン操作習熟度の向上とドローンの機材点検を兼ね、操作資格を保有している役場職員を対象に、定期的な操作講習会の実施、防災訓練等への参加を検討してまいります。

○議長（渡邊 弘君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） 先ほどの質問の中で、有資格者の配置等は考慮されているのかというご質問がございましたので、その点について私のほうから答弁をさせていただきたいと思えます。

職員の人事異動につきましては、個別のこともあります。業務全体を見た中で的人事異動を行っており、ドローンの資格があるなしを考慮した人事異動というところでは行っていません。

実際の災害が起きた場合とかそういった場合については、職員全体で行いますので、有資格者の対応といった形を今後していくという形になろうと思えます。

私からは以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） 防災課長のほうから、今後、定期的な訓練を実施して、講習会、訓練を実施するという回答をいただきました。防災訓練などでも使っていくということですので、どんどん使っていくと習熟させる、これが必要かと思えます。

そして、ドローンのパイロット資格だけで人事異動はなかなかできないということでしたけれども、それらの資格を持った人、うまく扱える人たちが増えていけば、その人たちをうまく使って、例えばほかの課でも、お願いしますよ、こういう写真を撮ってきてもらいたいということを気軽にそういう活用ができるということであれば、便利になっていくと思えますので、ぜひその辺も含めて検討していただければいいかと思えます。どうかよろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、3問目の質問をさせていただきます。

3問目の質問は、町長の今後の町政方針についての質問であります。

本年度の予算審査特別委員会、これの審査直前に町長に質疑をしました。物価高や職員の

人件費が高騰の中、一般会計予算の規模が昨年より下がっている、この理由は何ですかということをお聞きしたところ、町長からは「令和6年度は庁舎の改装、七滝のトイレの新築など高額のコストがかかったところがあった。それらがなくなったからであり、町民サービスについては、昨年度より多くなっている」、このような回答をいただきました。

本年度の予算は、ハード面での投資事業は少なく、ソフト面での予算を充実させたということですが、当町にはハード面を含め、やらなければならない事業、クリアしなければならない問題、多くの問題が多々あると思います。

岸町長の描く河津町の将来像、これはどのようになっているのですか。今後の町政のかじ取りはどのようにするのでしょうか。半年後には町長の2期目の任期が終わろうとしておりますし、昨日でしたか、町長選挙の期日も新聞で発表されております。半年後には町長2期目の任期が終わろうとしている中で、今後、町長として、岸町長としてはどのような方向性を示すのか、その考えをお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、渡邊議員の私の今後の町政の方針はということでお尋ねですので、お答えします。

まず、令和7年度の予算編成方針の中で述べたことは、繰り返しになりますが、少子高齢化や人口減少に伴い、特に生活に欠かせない公共交通ですとか、医療、教育、産業、地域コミュニティなどの維持、また、地震や豪雨災害などに備えた防災・減災対策など多くの課題を抱えているということで申し上げました。これらの課題解決に向けて、限られた財源を最大限に有効活用し、既存の事業の廃止ですとか縮小、あるいは再構築による歳出の徹底した見直しにより、健全な財政運営を堅持しつつ、町民と民間とともにつくり上げていく、特に私の2期目の方針でございます「共創のまちづくり」、共に作り上げていくまちづくりを基本目標として、「チェンジ（変化）」から「サステイナブル（持続性）」への新しい時代の「コンパクトで魅力ある、賑わいのまちづくり」に取り組むべく、各施策に取り組んでまいりますと、そのように当面の町政についてお示しをいたしました。

令和7年度の予算規模につきましては、議員お尋ねのように、昨年より減少しているのは、大型の建設事業等が少なくなっていることが大きな理由であると思っております。しかし、内容的には、各種課題に対する町民への事業が多くなっているとお答えをいたしました。具体的には、高齢者等の公共交通を支えるためのおでかけ支援タクシーであるとか、あるいは、「つなげる支援バス」の実証実験事業や子供インフルエンザの助成事業、高齢者の带状疱疹

ワクチン接種補助事業、あるいは河津桜の保護育成事業、木造耐震化補助事業などでありま
す。当面のハード面やソフト面についても、やらなくてはならない事業が数多くあるものと
思っております。

私が描くまちづくりとは、次の世代に引き継ぐことができる、また、住みたいと思えるよ
うな、来たいと思えるようなまちづくりであります。

今後の私の町政についてのお尋ねですが、現状では、令和7年度当初予算が通ったばかり
であり、この予算をいかに組み立てて実行していくかが重要でありまして、職員に対しての
制度設計のヒアリングなどを行い、当面の予算の執行に向けて現在、一生懸命取り組んでい
るところであります。

ただ、お尋ねのように、半年後に2期目の任期であることも承知をしておりますが、支援
者や町民の方から今後のことを聞かれることもあります。声として「これまで十分やったの
では」とか、「まだまだやり残していることがあるから、もう一期やってほしい」とか、い
ろいろな声が聞かれます。結論はまだ出ておりませんが、現状で自分としては公約の7割か
ら8割はできたのではないかと思っております。

私の進退については、前回については9月中旬に表明をしましたが、今期は今後、早い時
期に後援会の方々などの意見をお聞きして、自分自身の身の振り方を決定したいと考えてお
ります。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） 本年度予算は、やはり町長のおっしゃるとおり、共創のまちづくりの
ためにいろいろなお金を使っていくんであって、ハード面、高額な施設等は造らないけれど
も、それなりに新たなソフト面での公共交通、つなバス、ワクチン接種とか、これらの補助
を使うということで説明をいただきましたけれども、次の世代に引き継ぐためにどうなのか
なとちょっとはっきり分からないところもあるんですけども、町長は、2期目としてこれ
まで考えてきたことの七、八割まではできているのかなと考えておるということで、まだ結
論は出ていないということですけども、早いうちに結論を出すということですけども、
それについてはまた、前回も、4年前に私が聞いたときも、なかなか町長、回答してくださ
らなくてあれだったんですけども、町の人たちも、町長の一進一退を心配しておりますの
で、ぜひその辺についても早めの回答をお願いしたいと思ひまして、これ以上聞いても、町
長は答えてくれないと思ひますので、私の質問は以上で終わりたいと思ひます。

○議長（渡邊 弘君） 5番、渡邊昌昭議員の一般質問は終わりました。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前 11時32分

再開 午後 1時00分

○議長（渡邊 弘君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 遠 藤 嘉 規 君

○議長（渡邊 弘君） 6番、遠藤嘉規議員の一般質問を許します。

6番、遠藤嘉規議員。

[6番 遠藤嘉規君登壇]

○6番（遠藤嘉規君） 6番、遠藤嘉規でございます。

令和7年第2回定例会開催に当たりまして一般質問を通告したところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答方式で質問をいたします。

なお、私の質問は次のとおりです。

1件目、災害時のトイレ問題について、2件目、今後の防災減災の対応について、以上2件でございます。町長及び教育長、関係課長の答弁を求めます。

災害時のトイレ問題についてということで質問をさせていただくんですけども、この問題を作成するに当たりまして、NPO法人日本トイレ研究所様から大規模災害時のトイレ利用の調査のデータというものを提供いただきまして、使用させていただくことになっております。ご協力を感謝申し上げます。

あわせて、今回の議会より、一般質問をより分かりやすくということで、冒頭、議長からお話がありましたが、モニターの利用を開始するというので、使わせていただきます。

それでは、質問に入ります。

40年の間に90%の確率で南海トラフ巨大地震が発生するというふうに言われている中で、様々な対策が必要だというふうなことで、町でも津波の対策であったりとか、備蓄品の対策

であったりとかということで、いろいろなことに取り組んでいられるなというふう思うんですけども、そんな中で全国防災対策の中で後回しにされている問題というのがありまして、それがトイレの問題だというふうに言われております。

最初にこの災害時のトイレの問題がクローズアップされたというのが、平成7年の阪神淡路大震災、このときにトイレパニックという言葉が生まれたそうです。その後、二度にわたる新潟中越地震、東日本大震災、熊本地震等、大きい震災があるたびにこのトイレの問題というのが発生していきまして、昨年元旦にありました能登半島地震でも、やはり同じようにこのトイレの問題というのが発生をしております。

こちら、モニターにフローを用意してあるんですけども、毎回同じパターンでこのトイレの問題というのが発生をしております。

第1段階で、まずトイレが使えない、いきなりこの状態が発生します。理由としては、断水であったり給排水設備が被災をしてということなんです。

第2段階で、トイレが大小便でいっぱいになってしまう。これ水が流れない状況にもかかわらずトイレを使う方が出ると。よくトイレの問題で話題になるのが、そのトイレがいっぱいになっちゃってという話が出るんですけども、もうこれかなり初動の段階でこの状態が発生をいたします。

第3段階で、トイレが嫌になる。理由としては、臭い、汚い、暗い、怖い、寒い、遠い、また男女共用になっていたり数が少なかったり、仮設のトイレの段差があって高齢な方が上り下りがしにくいとか、様々な問題があります。

当然、被災後なので停電もしている中で夜トイレを使うというと、もう本当に真っ暗な中でトイレにいかなきゃならないと。当然女性なんかはすごく怖い思いをしながらトイレを使わなきゃならないと。

第4段階として、飲まない、食べない。トイレが嫌になるので水分の摂取、食事なんかを控えてしまうと。

第5段階として、病気になる。これエコノミークラス症候群であったりとか持病の悪化、様々な理由で健康を害して、場合によっては死に至ることもあるというようなことで、トイレの問題というのはとてもばかにできない恐ろしい問題だなというふうに考えます。

田舎では、基本的に下水の処理が浄化槽によることが多いので、都会の下水道に比べると浄化槽は地面に埋めてあるので地震に強いというふうに一般的には言われております。しかし、能登半島の被災地、ここをいろいろ調査してあるんですけども、生活排水、下水道で

はなくて浄化槽で処理するというケースが能登半島は多かったそうです。

環境省のデータベースのほうを見させていただいたら、家庭とか市町などの自治体が設置した浄化槽がおおよそ2万基以上能登半島はあります。その中で奥能登地域の市町、自治体が設置した浄化槽、これについてNHKが取材をしまして、震災発生後5か月の時点で、その奥能登エリアに2,063基自治体が設置した浄化槽があって、このうち45%の920基の浄化槽は壊れていて修理が必要で使えないという状況になっていたそうです。

この中には、一般家庭の浄化槽が含まれていませんので、一般家庭の浄化槽を含めるとかなりの数が使えない状態になっている。その状態になっていると、水道が復旧したとしても自宅のトイレが使えない、公共のトイレが使えないということが発生します。この自宅のトイレが使えないということが一つ原因で、避難先から自宅に戻るための課題になっているということで、NHKさんのほうでは取材をしていたようです。

このトイレの問題を話をすると、かなりの確率で男性の方は外ですればいい、穴を掘ってすればいいという話が出てくるんですけども、なかなか女性はそういうわけにもいかない。これが長期化すると、なおさら嫌になって我慢をするという方がどうしても増えてしまう、体調を崩す人が増えてしまう。

そのようなところを背景にしまして、現状、河津町の対応がどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

1つ目、簡易トイレなどの備蓄についてどうなっているのか。

2つ目、仮設トイレの準備状況、確保数とか設置予定場所等々どうなっているのか。

3点目、小中学校や役場、子育て支援拠点などの広域避難施設になるようなところのトイレの備えがどうなっているのか。

4点目、各地区の公民館などの避難所、こういったところのトイレの備えはどうなっているのか。

5点目、仮設トイレを設置したとして、くみ取り等の事業者、こういったところとの連携はどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、遠藤議員の被災時のトイレの問題ということで、町の現状と準備の状況はということでお尋ねですので、お答えします。

被災時のトイレの問題については、災害ごみの対応も含めて重要な問題の一つであると考えております。

町の防災計画のし尿処理マニュアルによりますと、これは、この担当は衛生偵察担当班、これは町民生活課となりますが、し尿やごみや遺体処理など大変な重要な部分に対応することになっております。

内容は、被害状況の収集ですとか処理計画、住民等への周知・広報、応援要請、し尿の収集実施などとともに施設の使用不能時における東河環境センターやし尿回収事業者などの調整も必要かと思っております。

万が一被災をした場合に、浄化槽や水の供給状況がどのような状況であるか分からないわけですが、河津町の場合には単独浄化槽がほとんどでありまして、浄化槽の破損が多く発生した場合には使えなくなることが議員がおっしゃるように考えられます。

能登半島地震では、地盤が伊豆半島とは異なると言われておりますけれども、また老朽家屋が多く高齢化率が高いことも被害拡大につながったと言われております。

河津町の対応につきましては、簡易トイレを用意しております。これは、災害時などに一時的に使用するトイレで、既存の便器に装着をするタイプで、持ち運びも可能なものです。想定する被害の状況にもよりますが、その数はまだまだ私は十分とは言えないと思っておりますが、簡易トイレを町で用意しております。

議員がお尋ねの5つの件の状況につきましては担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（渡邊 弘君） 防災課長。

○防災課長（友田佳伸君） 簡易トイレの備蓄状況についてお答えいたします。

常設のトイレにビニールをかぶせ、停電時または断水時にも使用可能なものを5,564基保有しております。格納場所につきましては、役場敷地内防災倉庫に4,535基、旧西小学校防災倉庫に513基、旧東小学校防災倉庫に506基、風土の森防災倉庫に10基、備蓄しております。

そして、仮設トイレの準備状況についてお答えいたします。

町で仮設トイレは保有してございませんが、建設機械レンタル業者2社と災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定を、令和2年4月16日と令和4年1月14日にそれぞれ締結しており、仮設トイレを要する場合にはこの協定において対応してまいりたいと考えます。

次に、広域避難所や地区公民館などの避難所のトイレの備えにつきましては、さきに述べました備蓄している簡易トイレとレンタル機材の供給に関する協定、これらを駆使し、災害の種類や規模、被災状況に合わせ対応してまいりたいと考えております。

そして、仮設トイレのくみ取り事業者との連携についてお答えいたします。

レンタル機材の供給に関する協定により仮設トイレを設置した場合にはし尿くみ取りが必要でございますが、し尿くみ取り業者も被災していることが想定されますので、し尿くみ取り業者の意向も伺いつつ協議を進めていきたいと考えます。

以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 6番、遠藤嘉規議員。

○6番（遠藤嘉規君） 回答いただきましてありがとうございます。

簡易トイレなんかの備蓄については5,564個、町内各所にあるということで、町長のほうからも簡易トイレの備蓄が大事だよということで、処理計画も一応あるというようなことでお伺いをいたしました。

事前に準備していただけるというのは大変ありがたいなというふうに思うんですけども、一応協定を結んで準備をしているということですけども、具体的にどこに仮設トイレを何基を設置してというような具体的なところはこれから計画をされるのかなど。レンタル業者との連携もしっかりされているということですけども、くみ取り業者との連携もされているということですけども、詳細詰めるのは、もう少し具体的なところはこれからなのかなというふうに感じます。

このトイレに関する問題、大きな災害が発生するたびに、毎回被災された方々というのはつらい経験を強いられている。このトイレの問題が1人ひとりの健康問題を引き起こすのと併せて、公衆衛生の悪化、感染症の蔓延なんかにも必ずつながってしまう。

災害関連なので、先ほど防災課長のほうから回答いただきましたけれども、公衆衛生にも大きな影響があるということであれば、環境衛生関係の部署との連携というのがすごく大事になるのかなというふうに思います。

また、広域避難所、これ学校施設が指定されているわけですけども、学校とも事前の連携が必要になるのかなというふうに思います。現状どのように対応するということになっているのかお伺いできたらと思います。

また、河津町では自宅の安全性が確保できている場合は自宅避難を推奨しているというふうに認識をしているんですけども、先ほど来、町長、課長がおっしゃっているとおり断水で水が来ないというときは、場合によってはトイレが使えない。

浄化槽の場合は、水があれば取りあえず使えるということがあるんですけども、近場に井戸とか川とかそういった水場がないとそもそも流すことができない。場合によってはその

状況が長期にわたって続いてしまうということで、トイレが使えない状態になるんですけれども、手元に配付してある資料、ないしモニターのほうを見ていただきたいんですけれども、これNPO法人日本トイレ研究所さんが東日本大震災の直後に行ったアンケート調査なんですけれども、震災の後、トイレに行った人というのを調査しています。

これ3時間以内、被災後3時間以内が31%の人がトイレに行きたくなった。9時間以内だと78%の人がトイレに行きたくなったと。

避難所のパターンで、被災直後は避難されてきた方を中に入れて毛布を出して、食料を出して、誰が避難しているんだというようなのをつくってなんていうようなあれこれやっている間に、気づいたらトイレがパンクをしていたという例がすごく多いと。

見ていたら分かるんですけれども、3時間以内に31%ということで、かなり早い段階でトイレが必要になると。震災の初動での避難所のトイレ使用のルールというものを管理する方が事前に作成していたりとか、また仮設トイレが来るまでの間、簡易トイレ、こういったものを用意したりということは、水や食料よりもかなり早い段階で必要になるということが明確になっています。

次の資料なんですけれども、これが能登半島の地震のときに仮設トイレがいつ来るのかということ調べたデータになります。見ていただいたらわかるように、仮設トイレはすぐに来ません。能登では、3日以内に来ているというところが10%ほどあるんですけれども、こういった自治体は、もう被災前に事業者との綿密な連携が取れていて、かなり準備がされている、そういったところでも3日ぐらいかかっていると。場合によっては7日、1週間から2週間かかっているところが多いと。

能登の場合、道路が駄目になったので、外部からの支援というのがかなりしんどかったんです。伊豆半島も能登と同じで外部からのアクセスがかなり厳しいと。トイレの外部支援にかなり能登では時間がかかったんですけれども、排せつというのは正直我慢ができるものではないと。なので、簡易トイレ、仮設トイレの準備が間に合わないということになると、もうすぐに衛生環境の悪化につながってしまうというふうに思います。

こういった状況を前提に準備を考えていきますと、町民の皆さんへの食糧の備蓄とかそういったもの準備してくださいねというのと同様以上に、各家庭で簡易トイレの備蓄を積極的にしていただく必要があるかと思っています。

このトイレ研究所さんのデータや何かを見ていくと、大体1人1日5回、掛ける家族分、掛ける10日分ぐらいは備蓄を各家庭でしておいたほうがいいんじゃないかというようなこと

が言われています。

これを、例えば町民の皆様にはアナウンスするのに、町の広報紙で災害時のトイレの特集を組むとか、防災訓練の中で周知徹底をするとか、そういった取組をされたほうがいいのではないかなとも思うんですけれども、回答をいただければと思います。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、今の遠藤議員のご質問でございます。

議員がお尋ねのように、トイレの問題だけではありませんが、実際に災害を想定した場合の対応を考えたときに、事前に関係部署等と連携などについても当然検討すべきであると考えますが、なかなか現状では進んでいないのが実情であります。

特に、私は今後の災害の対応の中では、やっぱり受援計画というのをやっぱりつくる必要があるのかなと、そういう受援計画の策定時にこういう内容についても検討していけたらいいなと思っております。

今後も、能登半島地震の、同じ半島としての教訓も踏まえて、計画などの見直しなど全体的な備蓄品の内容についても検討していきたいと、そういうふうを考えております。

以上です。

では、続けてお答えします。

町民への周知の関係も含めてでございます。

町民の皆様には、自助の対応として、トイレが使えなくなった場合の備えとしてどのようなことが考えられる。また、どのようなものが必要か、必要となるかなど、町は町なりにトイレ関係の備蓄品ですとか、場合によってはトイレカーの今後の導入などの検討を踏まえて、先ほども申し上げた今後の計画の中で考えていきたいなと思っております。

お尋ねの点については担当課長より答弁させます。

○議長（渡邊 弘君） 防災課長。

○防災課長（友田佳伸君） 先ほど、町の簡易トイレの備蓄状況について申し述べましたが、災害の種類や規模により被災の状況には未知の部分も多く、公助だけでは賄い切れないことも十分に想定されますので、町民の皆様におかれましては、自発的に簡易トイレなどの準備をしていただくことで、懸念される避難所でのトイレ問題の軽減につながるものと考えております。

なお、配布済みの防災ガイドブックにも、簡易トイレの準備ですとか非常持ち出し品などを明記してございますので、再度ご確認をお願いいたします。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 6番、遠藤嘉規議員。

○6番（遠藤嘉規君） ありがとうございます。

受援計画を町長のほうからつくりたいということでお話がありまして、受援計画は本当に実働可能な受援計画つくるというのはすごく大変なことだなというふうに思います。ぜひ、仮定のものではなく実働可能な受援計画、防災課長、防災課の皆さんや各課の皆さんと連携をしてお話だけでもいただくとありがたいなというふうに思います。

仮設トイレ、先ほど回答の中にも若干あったんですけども、仮設トイレがある程度必ず必要になっていく、大きい震災があったら必要になっていくという中で、町のほうでは設置をしてというようなことを検討は進めてくれているということがよく分かったんですけども、これ設置して終わりじゃなくて、くみ取りの業者さんとも連携をして終わりではなくて、維持管理を行うというところを考えたときに、行政がその維持管理を主導で行うというのは、これは全く現実的じゃないのかなというふうに思います。

これ利用者、避難している人たち、地域の人たちでこの仮設トイレをきれいに維持管理をする心構えというのをしっかりと持ってもらう必要が事前にあるのかなというふうに考えます。

公民館なんかの避難所を管理運営することになるという場合は、可能性として地区の方々、自主防の方だったり区の役員の方だったりという方がやっていかなきゃいけない。当然その地区の方々との町との連携というのが、これ必要になるのかなというふうに思います。

避難所にこの簡易トイレ、携帯トイレを備蓄をするというのはすごく大事なんですけども、これは実際にあった例として、備蓄トイレがあって、避難所に避難をして、使う段階になってその使い方が分かっていない。

状況をイメージしてもらおうと分かりやすいのかと思うんですけども、大きい災害があって避難をしてきて、避難所に行ってほっと一安心したところでトイレに行きたいと思った。慌てている状態でトイレに入ってトイレ使えない、備蓄トイレのやつがどんと箱で置いてあって、それを袋から出して説明書を読んで広げてトイレをするまでの余裕が多分なかなかない、事前に知らない。そういった状況の中で使い方を間違えて、簡易トイレをトイレの上に広げて流して詰まらせちゃったというような事例があるそうです。なので、この簡易トイレの事前の使い方の周知徹底というものを、例えば地域防災訓練の中でしっかりと知っておいてもらう必要がある。

くみ取りの業者さんとの連携というのも、しっかりと準備をしていく必要がある。こういった課題が多々あるのかなというふうに思います。

外部からの被災直後、初動の支援で緊急消防援助隊とかそういった方々が入ってくるんですけども、下田の消防署の方に聞くと、全国にある大きい消防署、東京だったり横浜、神戸、大阪、そういった大きい消防署の緊急災害援助隊というのはトイレカーを自前で持っていて、そういうのを持って入ってくるんだそうです。だけど、例えば下田の消防署であったりというような小さな所帯の消防署なんかは、そういった車両の維持管理までは回りませんので、被災した受入側の自治体が仮設トイレを用意してもらって、くれるという前提で緊急災害援助隊として入っていくというような話を伺いました。

また、復興期の段階に入って、例えば災害ボランティア募集しますというような状況になっても、やっぱりここでもトイレの問題というのは必ず発生をします。ボランティアが1日に何百人河津に入ってきて、その人たちがトイレがないので1日我慢してくださいというわけにはやっぱり行かないかなと。

なので、このトイレの問題というのは初動一番早い段階から復興期のかなり後のほうまで問題が発生する案件なのかなというふうに思います。

今後の準備などの方策などを含めてどのように考えているのか、被災した直後からすぐに必要なのがトイレ問題だと思いますので、今後のその対応のスケジュールだとか、例えば考えられる予算措置等々を含めてご回答願えればなというふうに思います。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまの遠藤議員の、特に地区との連携ですとか今後の計画等についてのお尋ねですので、お答えします。

まず、地区の公民館などの災害時のトイレの状況と伺いますか、これは当然被災状況によっても異なると思いますが、先ほども申したようにある程度のやっぱり備蓄品などの備えも、やっぱりほかの部署も含めて考えて、トイレのことについてもやっぱり考えていかなきゃならない問題だと思っております。

基本的には、各地区の自主防災会でのその対応や必要な物資などは、特に自主防災会等で優先順位を含めて検討していただきたいと思っておりますし、町としてもその地域の実情にあった防災備品の供給に努めたいと思っております。

何よりも、今回の議員の質問を含めまして、災害時のいろいろな場面を想定して備えてもらうことが大事でありますし、各家庭も含めて災害時の対応について、幾らやってもこれで

十分という答えはありませんので、今後いろいろな検討を進めなければならないと思っております。

お尋ねの今後の対応については担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（渡邊 弘君） 防災課長。

○防災課長（友田佳伸君） 避難所を管理する地区との連携についてをお答えいたします。

簡易トイレの備蓄につきましては、各地区避難所などに分散配置する必要がございますので、今後は備蓄場所や使用方法など各地区と協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 6番、遠藤嘉規議員。

○6番（遠藤嘉規君） ありがとうございます。

改めて、トイレの問題というのはどうしても後になってしまう案件になるんですね。これ全国どこの自治体の対応を見ていてもそういうふうを感じるんですけども、多分被災して最も最初に必要になるものの一つだというふうに認識をしておりますので、今後の防災、町の防災の取組の中で主要なテーマの一つだというふうに認識をしていただいて、準備をしていただけたらありがたいかなというふうに思います。

先ほど、町長から場合によってはトイレカーなんかも検討をというお話でしたけれども、西伊豆町さんがトイレカー既に持っていて、運用をされていて、桜まつりのときに西伊豆町さんのトイレカーが来て、何年か前に設置してあったなんていうようなことをたしか記憶にしているんですけども、あれ多分運営するのもかなり予算もかかる仕組みだろうなというふうに思うんですけども、その辺の実態をちょっと、もしあれだったら西伊豆町さんや何かに確認をしてみたいので、もしできるのであればあったらいいのかなというふうに思います。

あの西伊豆町さんのやつはすごいなと個人的に思ったのが、あれと同じ型のトイレカーを全国でかなり多くの自治体がもう配備をされているんです。企業だったり個人だったりもあるんですけども。どこかで大きい災害があると、そのネットワークの中でその車両がどんと被災地に送り込まれると。お互いにそれでやり取りをしているので、もしその車両を持っているところでそのまちが被災をすると、全国からその車両が優先的に協力に来てくれるというような仕組みができているんだそうです。

なので、平時は町内より町外で活躍することのほうが多いのかもしれないですけども、

事前の備えということで考えると、ああいうトイレカーというのは有効な手段なのかなというふうにも思いますので、ぜひ前向きに検討をしていただければありがたいなというふうに思います。

次の質問に。

議長、すみません、暫時休憩をお願いします。

○議長（渡邊 弘君） 暫時休憩。

休憩 午後 1時32分

再開 午後 1時32分

○議長（渡邊 弘君） 暫時休憩を解きます。

○6番（遠藤嘉規君） それでは、2問目の質問に移らせていただきます。

今後の防災減災の対応についてということで質問をいたします。

議会では、昨年、議会の第2常任委員会と防災士会で意見交換を行う中で出た意見を意見書として取りまとめまして、町長に提出をさせていただきました。

今年度より、防災士会の活動予算などもつけていただくということになりまして、改めて活動を再開するということになっております。

この防災士会なんですけれども、町民と行政の間に立って町の防災減災対策に動ける大変重要な組織だというふうに認識をしております。本年度から活動再開ということも含めて、今後の活動どのようになるのかということをお伺いできればと思います。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまの遠藤議員の防災士会等の関係でございます。

その前に、前問でありましたトイレカーのちょっとお話をしたいと思います。

実は、桜まつりで使用したのは栄協メンテナンスさんのやつを借りて使っております。それで、私も以前、富士市でトイレカーを見せていただいたりしております。

ただ、やっぱり運用といいますか、管理の問題とかその辺の問題もありますけれども、もう一つは何といってもやっぱり牽引の免許がないと駄目だったりすることもあるもので、誰でもという、牽引の免許がないとなかなかトイレカーを持っていけないということもあったりするもので、その辺も含めて今後の検討課題かなと思っております。

それから、先ほど議員がおっしゃったように全国の組織がありまして、能登半島でもそうだったんですけれども、そういう組織が動いてみんなでそこで協力して送ったり、場合によっては現地にそれを貸すという形で置いてくるという形もあるみたいですので、そういう意味でもトイレカーの役目はあると思います。

それと、もう一つは、イベントにも使えるということがやっぱり一つのいい点かなと思いますし、例えば桜まつりなんかでも現実に栄協さんのやつを使って、そういうイベントのときに臨時のトイレとして使える要素もあるのかなと。

ただ、やっぱり管理の問題とといいますか、その維持の問題と、あと運搬の問題が今後あるのかなと思いますので、その辺も含めてちょっと慎重に検討をしていきたいなと思っております。

それから、防災士会の関係でございますけれども、昨年度より話し合いを進めてきまして、今後のことについて意見交換が行われました。

今後も、各地区から要請があった場合には当然防災士会にこれまでどおり協力をお願いするとともに、特に今年度は防災士が居住する地区の各種装備品の確認ですとか活用についてなど、まず地元での協力をお願いする予定でございます。

お尋ねの活動状況ですとかその辺については担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（渡邊 弘君） 防災課長。

○防災課長（友田佳伸君） 防災士会の今後の活動についてお答えいたします。

発生が懸念される各種の災害に対する準備としまして、町ではこれまで様々な用品を備蓄しつつ、防災士会には防災訓練時の指導をお願いしてまいりました。準備した備蓄品及び備蓄場所が有事の際に最も有効に効力を発揮できるのか、種類、数量など地区住民の構成要員によりそれぞれ異なると想定されます。

先日開催の防災士会議では、町がこれまで備蓄してきた用品や数量などが現状に見合った備蓄状況なのか協議され、まずは防災士会議に出席された防災士自身の居住地区において検証をお願いしたところであります。

今後の備蓄につきましては、防災士の検証を参考にさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 6番、遠藤嘉規議員。

○6番（遠藤嘉規君） 回答いただきました。

先ほどの1問目のトイレ問題の件で町長から指摘を今いただきまして、僕が言った発言の中で、桜まつりに来ていたのを西伊豆さんのという話をしましたけれども、そうではなくて栄協メンテナンスさんのトイレカーが河津に協力に来てくれたということで、同じようなモデルだということで認識していたので、勘違いをしておりました。申し訳ございません。訂正しておわび申し上げます。

それでは、質問のほうなんですけれども、防災士会の活動ということで、防災士の方がいる地域での活動を主体に今年度、活動を行っていくということで、備蓄品の確認や検証をというようなことを行うということでした。

先ほど課長からもお話ありましたけれども、各地区各地区で、海端のところ、山のところ、水があるところ、ないところで備蓄するものの違いというのはかなり同じ町内でも出てくるのかなというふうに思いますので、そのあたりを町が全部管理をして計画をしてというのは無理筋だなというふうに僕も感じますので、ぜひそういった土地土地に合った、地域地域に合った備蓄計画だったりそういったものを、防災士会さんとか地区と連携していただいて、あくまで町の防災課は司令塔という立場で的確に判断をして動いていただけると、実態に即した防災の、防災力の向上が見込めるのかなというふうに思いますので、ぜひそのあたりを計画的にやっていただけるとありがたいのかなというふうに思います。

防災士会の、この春から再起動ということで、タイミングを同じくして今年度に防災課長も新しい方が着任をしたというようなことで、今後の防災減災の活動を含めてどのように動いていくのか、お伺いしたいなと思います。

昨年のもので起きた能登半島地震以降、同じ半島地形にある河津町も同様に大きな災害が来たときには、多分なかなか外部からの支援が得られない状況が想定をされると思います。

先ほど来、町長のお話にもあるんですけれども、改めて自助と共助の重要性というのが認識をされているのかなと。改めて町民の皆さんに自助・共助を求めていかなきゃいけないのかなというふうに感じております。

河津町では、消防団があつて、防災士会があつて、災害ボランティアコーディネーター連絡会があつてといった感じで防災関係の各種の団体というのがあつて、これすみ分けをすると、災害の前に事前の対応ということで防災課の下で動く防災士会があつて、災害の直後に町民の生命と財産を守るべく活動する消防団があつて、復興期の段階になって社会福祉協議会の下で活動する災害ボランティアコーディネーター連絡会があると。こういった各種団体と協働していく必要があるのかなというふうに思うんですけれども、今後そのあたり

をどのように考えているのかお伺いできればと思います。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、今後の対応として、災害の関連の各種団体との連携のお話だったと思います。

その前に、能登半島地震の教訓を受けて、特に私は前々から自助と共助の関係で言っているのが、まず自分の命は自分で守ってほしい、そのことが共助につながるということなんです。

特に、町では家具の転倒防止なんかの補助事業をやっておりますけれども、まず自分の命は自分で守る、けがをしないということがまず第一でありまして、とにかく町民の方にはそのことを肝に銘じて今後暮らしてほしいなと思っております。

そのことに、けがをしなかったり生きていることによって、隣の人が助けられる、家族も助けられるということで、隣近所の人を助けられますので、それが共助につながるということだと思いますので、まず自分の命は自分で守る、そのための自分で対策をしてほしいなと思っております。そういうことで、町民の方々には今後もその辺を強く訴えていきたいなと思っております。

それから、災害の関連組織の関係でございますが、どのように協働していくのかということでございます。

この3団体については、それぞれ背景となる根拠が違うということがまずあると思います。万が一の災害のときには、それぞれが協力をして活動をしてもらうことになるわけでございますけれども、それもやっぱり本部体制の中でそれぞれの役割ですとか機能が発揮されるよう、町としては仕組みづくりなどを含めて検討しなければならないなと思っております。

予算づけの関係も、防災関係予算については各課からの予算要求について優先順位を考えて対応しております。各種団体意見については、議員のお尋ねのようにその担当課を通して予算要求に対応したいと、そういうふうには思っております。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 6番、遠藤嘉規議員。

○6番（遠藤嘉規君） ありがとうございます。

せっかくそういった団体が各種ありますので、町のほうと連携をしていただいて、全部防災の関係を町におんぶにだっこじゃなくて、町民が各々自分のことは自分でできるという体制を事前に構築しておく必要があるのかなというふうに思いますので、取り組んでいただけ

れば幸いかなというふうに思います。

最後に、町長のほうからの予算についてということで、少し優先順位があるよというようなお話がありましたけれども、防災関係の予算、いろんな課から多岐にわたっているいろいろな優先順位があるのかなという中で、例えばその防災士会、消防団、災ボラ、各種ある中で、そういうところからもちょっと民間、現場側の意見というのをどこかで聴取する機会があるものであれば聴取していただいて、そういうところから予算づけの優先順位を考えていくというのも一つ考え方としてはありなのかなというふうに思いますので、そういうところも含めて今後の防災対策取り組んでいただいて、町民と一丸になるというよりは町民もしっかり巻き込んで、みんなで生き残るための対策を考えるというぐらいな感覚で取り組んでいただけたらありがたいなというふうに思います。

以上で私の一般質問のほうを閉じさせていただきます。

○議長（渡邊 弘君） 6番、遠藤嘉規議員の一般質問は終わりました。

13時55分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時44分

再開 午後 1時55分

○議長（渡邊 弘君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 桑 原 猛 君

○議長（渡邊 弘君） 4番、桑原猛議員の一般質問を許します。

4番、桑原猛議員。

〔4番 桑原 猛君登壇〕

○4番（桑原 猛君） 4番、桑原猛です。

令和7年第2回河津町定例会が開催されるに当たり、一般質問の通告をしたところ、議長より許可が得られましたので、一問一答方式で質問いたします。

今回、私の質問は、自治体アウトソーシングについてです。町長及び副町長、関係課長の

答弁を求めます。

今回、私が自治体アウトソーシングの質問に至ったのは、近年の国の予算の流れや社会情勢の変化により自治体に対応すべき事業や業務が大幅に増えている現状の中、限られた町職員の数で膨大な業務をこなすことは非常に大変であり、アウトソーシングによって外部の力を借りる必要を感じたからであります。

株式会社日本総研が発表した地方公務員は足りているのか。地方自治体の人手不足の現状把握と課題というところによると、2030年の地方公務員の需要が89万6,000人であるのに対して、供給は82万3,000人と試算されております。さらに、2045年は83万9,000人の需要に対して供給は65万4,000人です。充足率は78%であり、行政サービスの維持が困難になることが懸念されるとありました。

また、時代背景として、社会環境の変化とともに多様化する住民の要望の対応が求められるようになりました。高度経済成長期における日本の行政サービスは、公共交通機関や上下水道の整備など、国民の基本的な生活を支えるための社会基盤をつくることがメインであり、土木や建築、建設分野が主流でした。しかし、インフラの整備が整い、いわゆる成長社会から熟成社会へと変容した現在は、ライフスタイルや考え方の多様化、複雑化、テクノロジーの進化なども影響し、町民が求める住民サービスが大きく変わりつつあります。

例えば、ハード面の整備よりも子育て支援や福祉の充実、地域産業振興といったソフト面のサポートを求める声が増えております。こうした幅広いニーズに対するには、従来の考え方や知識、スキルだけでは困難であり、専門的かつ先進的な技術やノウハウを持つ民間企業にアウトソーシングを依頼し、住民の希望に寄り添った行政サービスを目指す自治体が増えている現状です。

我が町も、行政事務包括業務委託事業を行っております。マイクロバスの運行や踊り子温泉会館の管理運営、学校給食センターの管理運営など、これを株式会社共立ソリューションズに業務委託しているところでありますが、これは大分将来を見越した取組であり、とても高評価に値すると考えております。

また、バガテル公園など観光施設においては、指定管理として管理運営を行ってもらっている状況です。

こうした事業体のアウトソーシングはいち早く取り組んではおりましたが、これは成長社会のハード面の充実を図るものであり、次の段階の成熟社会への移行する準備ができていると考えます。

冒頭で申し上げましたが、役場の職員数も限りがある中、住民向けに供給するサービスは近年ますます多様化しています。これは、住民ニーズの複雑化や社会情勢の変化に対し、より質の高い生活を支援しなければなりません。

自治体でアウトソーシングが活用されるシーンとして多く見られるのが、窓口業務や電話対応です。対面のサポートだけでなく、コールセンターの設置によって業務効率向上につながります。また、窓口で受けた申請を処理するバックオフィス業務や行政事務センターの運営なども一環としてアウトソーシングできます。お問合せが多く膨大な作業が発生しやすい支援金、給付金などの関連業務もアウトソーシングが有効かと考えます。

そのほか、行政サービスのデジタル化や多様化するニーズに備えた多言語対応なども、外部の専門的な知識を生かすとより効率的に進められると考えます。

そのほかにも、マイナンバーの申請、更新、お悔やみ窓口の一元化や水道料金は今、検針業務は委託しておりますが、その料金の収納まで行う業務、そういうものを職員でなくても対応できる業務があると考えます。

アウトソーシングによって、日常的に発生する煩雑な業務を外部の企業に任せられれば、職員は注力すべき業務に集中できるようになると考えます。また、休日などの当直も、窓口業務のアウトソーシングができれば職員の負担を軽減でき、職務のモチベーションにつながると考えます。

そこで、質問ですが、町の業務内容、労働環境改善のため、自治体業務の一部を外部に委託するなどお考えはございませんか。お伺いします。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、桑原議員のご質問、自治体のアウトソーシングについて、特に自治体業務の一部を外部委託する考えはないかという、そういうご質問にお答えしたいと思います。

まず、私から少し考えを述べさせていただきたいと思っております。

業務改善の一環として、また住民サービスの向上を目指しての外部委託をする方法も必要かと思いますが、やはり内容の必要性ですとか費用対効果などを考えて行わなければならないと思っております。ただ外部委託だけではなくて、事務の効率化を図るためにDX化による住民サービスや業務の効率化の検討も必要であろうかと思っております。

特に、河津町のような小さな自治体においては、なかなか大きな自治体のような外部委託を含めた行き届いた行政サービスが難しいことも考えられます。

以前に比べると、当町においても業務の質やDXなどによるスピードやサービスの向上、業務の複雑化、国や県の移譲業務なども増えておりまして、人員を増やしても業務の軽減に追いついていない状況であると考えております。

私が考えるのには、専門的な知識を持った職員の必要性を考えたときには、定期異動などの人事異動の難しさ、それぞれの仕事の質を上げるための研修なども当然必要でありまして、特に少数精鋭の組織にしなければ今の組織としての体制はなかなか維持できないものだと考えております。

外部委託なども一つの考え方ではありますが、自治体の規模や費用対効果の現状を考えたときには、今のところ当町においてはこれまで以上の考えについてはございませんが、今後の内容も含めまして、副町長よりお尋ねの件についてはお答えしたいと思っております。

私からは以上です。

○議長（渡邊 弘君） 副町長。

○副町長（木村吉弘君） それでは、私のほうから細かい点について答弁させていただきたいと思っております。

議員の質問の中にあつたものと重なる点があるかと思っておりますけれども、ご容赦願いたいと思っております。

公務員の成り手不足は全国的に深刻化しているのは事実でございます。当町におきましても、新卒の採用試験の応募は近年非常に少なくなっております。これは、民間の企業の初任給の高額化に公務員の給与が追いついていかないという点も一つの要因かと思っております。また、病気等での休職も人材不足に拍車をかけているものと思われまます。

そうした中で、先ほど議員のお話にもありましたが、当町では町営バス、町バス、マイクロバスの運行、回覧板の配達、リサイクルステーションの資源回収、不法投棄監視・回収、放課後児童クラブ、踊り子温泉会館、文化の家図書館や給食センターの運営管理などを包括業務として外部に発注し、業務の効率化や住民サービスの維持向上に努めているところでございます。

これらの取組は、専門的な知識や効率的な運営が期待できる一方で、町民の皆様との連携や地域の実情に合わせた柔軟な対応が求められる点もありますが、民間委託により質の高いサービスの提供を目指して委託していると認識しているところでございます。

また、DXを活用したマイナンバーカードの普及により、印鑑登録証明書、住民票の写しや納税証明書等が全国のコンビニエンスストア等で取得できたり、確定申告がスマートフォ

ンでできるようになったりと、窓口業務の負担軽減が進んでいるものと考えております。

その他、税金の納付につきましては、e L-Q Rコードの普及によりまして、役場の経費負担の軽減並びに金融機関の窓口において取扱業務の人的負担軽減につながっているものと考えております。

ご提案いただきました窓口業務、マイナンバー申請、多言語化対応、行政事務センター等のアウトソーシングにつきましては、これらの業務につきましては町民の皆様の日常生活に深く関わるものでありまして、利便性の向上や効率化が期待される一方で、個人情報の取扱いや町民の皆様との信頼関係の維持が非常に重要になると考えております。

この中で、水道料金のメーターの検針というのは、先ほども議員が申しましたとおり検針員を配置して委託をしているところでございます。

現時点では、その他の業務について具体的な委託の計画はございませんが、町長の答弁にもありましたように、アウトソーシングによる費用対効果、サービスの質の向上、職員の負担軽減などを検証する必要や、個人情報や機密情報の適切な管理体制を構築できるか、委託先のセキュリティ対策などを十分に検証していかなければならないというふうに考えております。

今後、ほかの自治体における同様の事例や技術革新の動向なども注視しながら、当町にとって最適な時期や方法を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 4番、桑原猛議員。

○4番（桑原 猛君） 答弁いただきました。

現状としては、やはり対面式の今、業務、またそこで町民の近い距離でのサービスの向上を図っていく。それでまたDX化を図って、庁舎内の仕事の割り振りなどを研究していくというところでありました。

これまた町長もおっしゃっていましたが費用対効果、そこは皆さんの働き方改革等のことも加味してそこは度外視にして、どうしても必要である、アウトソーシングしなきゃいけない場合、そういうパターンというのはよく研究して選んでいただいて、それもし実行していただければいいかと思えます。

それで、あと業務のほう、AIが今、大分すごいことができるようになっております。もちろん文字起こしから何からこの資料の作成、要約から、あとはもう表までつくってくれたり、そういうところがDX化図るというところにAIの技術をフルに活用していただいて、

もっと何かできるんじゃないかと、凝縮、コンパクトにできるものはそういうところも利便性を図っていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、私の質問は以上となります。ありがとうございました。

○議長（渡邊 弘君） 4番、桑原猛議員の一般質問は終わりました。

14時25分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時25分

○議長（渡邊 弘君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 北 島 正 男 君

○議長（渡邊 弘君） 2番、北島正男議員の一般質問を許します。

2番、北島正男議員。

〔2番 北島正男君登壇〕

○2番（北島正男君） 2番、北島正男です。

令和7年第2回定例会に一般質問を通告したところ、議長からお許しをいただき、一問一答にて質問させていただきます。

私の質問は、ユニバーサルデザインについて3件と、ほか1件の質問をします。町長、副町長、担当課長にお尋ねしていきますので、お願いします。

河津町をさらなるユニバーサルデザインの町へということで、ユニバーサルデザインとは、皆さんよくご理解いただいているように、最初から誰もが利用しやすく暮らしやすいまちや建物の仕組み、サービス、情報を提供していこうという考え方です。

河津町の第4次地域福祉活動計画においても、地域生活を送る上で安心安全な環境が整っていることは重要で、ユニバーサルデザインを公共施設に取り入れたり、ユニバーサルデザインの周知など誰でも利用しやすい環境となるよう取り組むとあります。

河津町は、観光中心の町としていますが、その多くの恵まれた観光資源に相乗してさらに

よいイメージをつくる必要があると言われていています。プラスのイメージがつけられると、リピーターや関係人口の増加につながるはずです。

河津町は、岸町長もよく言われるように、おもてなしの気持ちを町民の皆様がお持ちであるということはとても大事な一つです。観光に限らず、ほかにも町の商業の成り立ちが中心地に集積されていてワンストップで事が足りることや、多くの商店や飲食店は近隣市町と違って駐車場の完備に努力してくれていること。過日の軽トラ市で議員によるアンケート調査でも、近隣からお見えの人は買物は河津に来るよと言っていました。買い回りがたやすく選択肢があるからです。

過去から受け継いできた観光資源の豊富さと町の成り立ちにさらによりよいイメージを抱いていただくには、いろいろな方向性があるとは思いますが、その一つの方向性として河津町はユニバーサルデザインの町でもあるとブランド設定した場合どうでしょうか。なぜなら、河津町はほかの市町よりそれが一歩進んでいるなと思うことと、町の第5次総合計画で人に優しいユニバーサルデザインのまちづくりを推進しますとあるからです。

観光についてのユニバーサルデザインについてお尋ねしていきます。

ユニバーサルツーリズムとして、誰でも安心して安全に行動できる仕様に町がなっているかが重要なポイントであると言われていています。町の協力を得て、商工会と私たち第1常任委員会が実証実験した夕方からの共助型タクシー河津ザクライドなども、バリアフリーでユニバーサルデザインといえます。

また、河津町は近隣市町よりそれが一歩進んでいるなと思う一例は、鉄道の駅が2つありますが、2つともエレベーターが完備されている。

こんな話があります。ちょっとご披露しておきます。

車椅子利用のリピーターの来訪者が、目的地の急行の止まる駅にはエレベーターがないため、その駅を通り越して河津駅のエレベーターを使い、目的地にタクシーで戻るということをしているというお話を聞きました。ユニバーサル化が遅れると、生活弱者にこんな苦勞を強いるわけです。

ユニバーサルデザインでよく言われるのは、文化のバロメーターのトイレです。5年前ぐらいに、同僚議員がユニバーサル化で特にトイレの改修について質問しました。町長は、浜の公園や駅の公衆トイレなど改修を行い、今後も劣化などで順次推進していくと答弁され、その言葉のとおり順次実行されているせいもあって、河津町の場合、以前、僕見て歩いたんですけれども、公共施設は一応よろしいようで、涅槃堂や噴湯公園など多目的トイレもあつ

て、今度は七滝の駐車場にはすばらしい設備の公衆トイレができました。

その反面、伊豆の踊子のメインの舞台となった湯ヶ野地区から唯一の公衆トイレを老朽化のために撤去するとのこと。私たち議員からは、エリア内に新設も含めて残してほしいよという申入れもしました。

ちなみに、観光協会さんも、小説伊豆の踊子発表から100年となり、持続可能な観光コンテンツとして将来につなげる企画を実行すると計画されているようです。そのようなこともあって、ユニバーサルデザイン上、この観光エリアにトイレの設置は必要で、湯ヶ野地区の環境整備を進めると総合計画にもあるわけで、ぜひトイレについてはゼロにしないようお願いしたいと思っています。

新たに、河津川沿いの近くの4つの公衆トイレの和式を洋式に変える予定があるとお聞きし、これはとてもよい判断をされたなと思っています。

同様に、何度もいいますが、桜まつりのときの仮設トイレも洋式や多目的トイレを多く用意してください。観光客がいる時間に閉鎖とかしないでください。一部のコンビニと一部のドラッグストアはトイレすら貸してくれないのですから。

すみません、トイレの話が膨らんでしまいましたが、観光地としてもうひと頑張りしてほしいことを言います。

情報のユニバーサル化として、観光情報案内の表示についてです。町内の回遊性向上のためにも、観光資源に恵まれた河津町で誰もが寄ってみたくなる観光施設の案内表示が非常に少ない。私が知っている限りでは、コメリさんの近くにあるバガテルと噴湯公園、その裏は直進七滝の写真入りの大型表示があります。皆さんも知っていると思いますが、これです。なかなかいいですね。

縦貫道七滝インターチェンジには、町への流入車両の誘導のため、河津桜原木の観光案内看板を設置してくださいました。役場の方は、案内看板が各所に立ち寄るきっかけになるとうれしいと、観光案内看板の効果に対するコメントをされています。このような写真入りで大型の観光案内表示が要所にあると、行ってみようとか、行動の方向性とかに役立つと思われます。

一方、重要文化財に指定され喜びのセレモニーまで実施したならんだの里、そんな宝物があることも忘れてしまいそうなほどで、七滝インターチェンジには新しく文字での案内看板をつくっていただきましたが、そのほかには何もない。

観光協会さんは、効果的な広告宣伝事業を実施すると言っています。その事業と一緒にま

ずは足元を固め、観光客の皆さんにビジュアルで遡及し回遊性を高めること、町はサインなどの整備を推進し、観光への活用を検討すると言っています。

この町は、豊富な観光資源に恵まれた環境をもっと大事にして、多くの来訪者に知ってもらうためのビジュアル的な情報表示を多言語で町の要所に掲げてみるのはどうでしょうか。観光中心の町であるならば、その可能性をお聞きします。どうぞ。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、北島議員の、大きい表題では町のユニバーサルデザインのことでお尋ねですので、お答えします。特に大型観光案内看板表示等についてのお話がございました。それも含めてお答えします。

まず、ちょっとお話としては長くなりますが、まず観光と、ユニバーサルツーリズムといえますか、その考えについて私の考えを述べたいと思います。

私も、これからの観光について、ユニバーサルデザインを含めた旅行形態も一つの施策に取り組んでいく必要があると思いますし、既に全国でも観光客誘致の中でも取り組んでいる事業者もあるように聞いております。

過去に私は、県知事主催の地域サミットにおいて、河津町を含む賀茂地域では、障害のある方でも安心をして自立をした生活を送れることを目指し、障害者計画をはじめとする各種計画の策定、相談支援事業、地域生活支援拠点事業等を各市町共同で行っております。障害者に対する相談やサービスの提供など、生活に必要なサービス等の提供は行っていますが、労働環境の支援や余暇を楽しむ環境整備等は進んでいないのは現状ですと。そういう中で、これから人に優しいまちづくりを進めることは、観光においても重要な施策と考えます。そして、伊豆地域にバリアフリー化などの官民一体となった取組を行う意義は大きく、県と市町が一体となって障害者対策の推進をお願いしたいと、これは町内、河津町だけではなくて賀茂地区全体で取り組んではどうですかということで、知事に地域サミットで発言をさせていただきました。

特に、賀茂地区については、障害者計画等を合同でつくっておりますので、一体のそういう計画がございますので、そういう中で賀茂地区全体として人に優しい地域づくり、観光地としてのそういう施策が県としても進めるべきではないのかなという、そういう提案をさせていただきました。

そうした中で、賀茂地区の全体で観光客に対しても、宿泊施設をはじめ各公共施設など人に優しいまちを全体でPRをしていったらどうかという、そういうことを県に提案をしたと

ころでございます。

当時の県知事からは、考えについては共感を得られましたが、その後の施策において大きな動きにはなっていないのが現状であります。

こうした中、当町では一昨年より障害のある方の社会参加をアート作品のレンタルを通じて応援する取組事業の、県事業のまちじゅうアート事業に参加をして、毎年交代で2作品を庁舎ロビー等へ展示をしております。少ない支援ですが、賀茂地区市町を含めて官民全体で取り組んでいただけるようお願いしているところでございます。

また、下田市では、ユニバーサルビーチの実現に向けた講習会を市内の海水浴場で開催をし、ユニバーサルビーチ実現に向けて動き始めております。バリアフリーツーリズムを考慮したツアーも増えてきており、新たな観光資源になり得るのではないかと考えております。

今後、県の福祉部門、観光部門と情報提供や各種支援をいただき、各市町が協力をして普及促進を進めていければ、議員がおっしゃる人に優しい観光地づくりも含め、誰もが安心して生活することができる町が実現できるのではないかと、そういうふうに思っております。

議員がお尋ねの内容とは少し違うかもしれませんが、重要性については私と同じ考えであると思っております。現実的には県の観光補助事業では公共トイレなどのバリアフリーの多目的トイレの設置義務などが進んできておりますが、まだまだ民間の宿泊施設など体にハンデを持った方が訪れやすい施設になっているかといえ、まだまだ十分とはいえない状況にあると思っております。

県でも、公共の観光施設などでその推進を行っておりますが、施設だけではなくて受入体制も含めて積極的な受入れができる状況では現実的にはないように思っております。

お尋ねのビジュアル、視覚に訴える大型観光案内表示の増設については、個人的には看板だけではなくてパンフレットやSNSなどを通じてしっかりと対応できるものは表示していくように心がけたいと思っております。

また、今回の議会の補正予算でも、河津桜まつりにおいても実行委員会などから要望のあった河津川沿いの公衆トイレの洋式化についても、次回開催に間に合うように積極的に改修を進めていきます。

ユニバーサルデザイン化についてのトイレ改修事業について、担当課長より答弁をさせます。

私からは以上です。

○議長（渡邊 弘君） 産業振興課長。

○産業振興課長（稲葉吉一君） 私からは、町内に観光スポットの大型看板表示の増設ということで答えさせていただきたいと思います。

当町を含む伊豆地域は、国立公園の指定や世界ジオパーク認定をされておりまして、自然的環境を保つ要素の多い地域、歴史的雰囲気を守るべき地域として県の屋外広告物特別規制地域に指定をされております。県屋外広告物ガイドラインや地域別公共サイン整備行動計画で基準が決められておりまして、主な基準は、高さは5メートル以下、面積が5平米以内、写真・絵の面積はそのうちの3分の1以内、案内表示の面積はそのうちの3分の1以内等々の基準がございます。先ほど議員が申しました河津七滝インターチェンジ付近の看板につきましても、この基準に沿って整備をしているところでございます。

行政機関としては、その基準に合わせて整備を検討をしていきたいというふうに思っております。

また、先ほど町長も申しましたけれども、スマートフォン等を活用したルート案内や広告媒体の発信、GPS機能を活用した音声ガイドなどを整備しておりまして、そういった活用に対して観光客の誘導方法について広報していきたいというふうに考えております。

次に、町長も申しておりましたトイレの洋式化についてですけれども、河津川沿い周辺の公共トイレの洋式化ということで、当課所管のトイレで7基、建設課所管のトイレ2基を洋式化するべく、補正予算を今定例会に上程をさせていただいております。和式トイレにつきましては、河津川沿いの公共トイレにつきましては全て洋式化をする計画で進めております。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 2番、北島正男議員。

○2番（北島正男君） いろいろと進めてくれていることは十分承知しています。過渡期中でいろいろないい効果を生んでいくといいし、町長がその障害者に対していろいろ考えてくれていることは僕も十分承知しています。

ただ、ユニバーサルデザインとバリアフリーというのは、大きく考えれば一緒なんだけれども、ユニバーサルというのは障害者のためにやっていたことがみんなのためによくなるというのが結果ユニバーサルという形になります。そういうものを賀茂地区全体で考えるのもいいし、河津町は一步進んでいると僕は思っているのも、さらにそれを進めるといいなと思います。

観光のお客様は、例えば1泊2日の場合、2日間で見たり体験したりすることを求めて行動する、これは当たり前ですね。河津町にはそれが十分あるわけだから、ビジュアルで遡及

する観光案内表示は、その受けるイメージから行ってみようか、そういう効果を生むことや、河津町はもっと見るところがたくさんあるんだなという認識をしてもらうとか、様々な効果が期待できると思います。

もちろん、町長が今言われたように、観光協会さんのパンフレットなども非常に重要です。それらとちゃんと計算された相乗効果を狙うべきで、河津に泊まって河津で観光する、河津で食事をしてお土産を買って帰るといような、河津完結型というのも狙えたらいいなと思います。河津町はそれができるだけだけの観光施設があるのだから、アピールすべきだと思っています。そういう大型看板が要所要所、また交流会館の駐車場のところにドンドン出ていると、何かかっこいいなと思いませんか。

次の質問をします。

もう一つの情報提供として、ユニバーサルデザイン化である道先案内についてお伺いします。

道先案内というか、何というんですかあれば、道しるべですね、いわゆる道の行先案内です。現在、統一されたデザインで外国語表記付きで河津川近辺では多くの箇所に設置されています。設置場所や色遣いや大きさなど、景観に配慮したり、課長さんがおっしゃるようにいろんな規制をくぐって苦勞して設置していることと思います。

それがこれです。どれ。これ。間違えました。すみません。

○議長（渡邊 弘君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時44分

再開 午後 2時44分

○議長（渡邊 弘君） 暫時休憩を解きます。

○2番（北島正男君） 失礼しました。

この道先案内というの、なかなかいいデザインで要所要所についているんだけど、川の近くに多いというものです。

観光客や地理に不慣れな方には、できる限り目的地への右左折や分岐的にはこういうような道先案内が必要と思われますが、それはあまりないのです。今現在。桜まつりのお客様を対象にされたのでしょうか、河津川沿いにその道先案内の多くがありますが、それで用をな

すか疑問です。中にはどう見ても目的地には行けないだろうと思う変な方向を指している道先案内表示もあるようです。

ちなみに、西伊豆町の商工会は、多言語案内板の設置で観光客を呼び込み、地域経済の活性化を図ると発表しています。もちろん河津町も、観光客が安全安心に気持ちよく過ごせるよう、案内板の整備、充実を図ると言っています。言っていますというか書いてあります。

地理勘のない観光客の立場になってのチェックを含めた親切な道先案内のさらなる充実について、おもてなしの気持ちによるユニバーサルデザイン化をお考えいただきたいがどうでしょうか、お尋ねします。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまの道案内表示、道しるべのさらなる充実ということでお尋ねですのでお答えします。

これまで、看板の設置については景観に特に配慮がなかったものについては、県の市道で撤去が行われました。今後は、景観などに配慮しながら、必要な箇所については検討したいと思います。

最近では、車でお越しのお客さんは大抵の場合カーナビを使い目的地へ向かうケースが多いかと思いますが、比較的その場合にはスムーズに向かえているものと思っております。

ただ、徒歩などで向かう方もいると思いますので、今後はケース・バイ・ケースで道しるべ等の設置については考えたいと、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 2番、北島正男議員。

○2番（北島正男君） そのとおりです。確かにこれは町の中を回遊する徒歩の人が見るものでありますから、道先案内というのは目的地にストレスなく行けるようになっていればいいと思うんですけれども、今現在はちょっと薄いかなという感じがあったのでお聞きしました。

今現在、デジタルなグーグルマップなどで歩いている観光の人をよく見かけます。やはりユニバーサルな観光の町としては、しっかりとした信頼できるアナログの道先案内、すなわちちゃんとした道しるべでストレスなく目的地に到着できるよう、今以上に徹底されると大変よいと思います。引き続きご検討お願いします。

次、まちの中で行動のしやすいユニバーサルデザイン化についてお聞きします。

まちの中の道路のユニバーサルデザイン化はどうでしょうか。

最近、シニアカーを利用して移動している方が増えていると多くの方がいます。これはシ

ニアカーという、もし分からない人がいるといけないけれども、シニアカーとは電動で歩く速度ぐらいで走る乗り物です。セニアカーと言ったりシニアカーと言ったりしますが、同じものです。

町の施策やボランティアさんの活動などの介護予防でフレイルに落ち込まない施策のおかげかも知れませんが、少し足腰に自信がない方が一生懸命に自立で行動しようという努力として、シニアカーという移動手段を活用されていると思います。最近では、運転免許返納後、免許のいない歩行者扱いのシニアカーを活用する人も増えていくとか。シニアカーのメーカーは、静岡のスズキ自動車さんが昔から有名ですが、最近では大手のトヨタさんやヤマハ系の会社が参入したり、また中小の企業のメーカーの参入もあり、その需要予測が高まることかうかがえます。河津町でも、シニアカーや電動車椅子による移動を選択し、自立で頑張る高齢者や障害者がさらに増えるのではと予測できます。

河津町の地域福祉計画には、ユニバーサルデザインの推進として道路の整備や段差の解消など計画的に進めるとあり、第5次総合計画では危険箇所の改良整備は国・県に積極的に要請する、道路施設の改修に併せユニバーサルデザインに配慮し人に優しい道路にしますとあり、河津町の道路は自力で移動しているような方たちにとって安全で通行しやすくなっているか、ちょっとはてなマークがつくところがあります。

シニアカーやベビーカーの通行しやすくなることは、健常者でも誰でもが安全で歩きやすくなるわけで、それがユニバーサルデザインということです。

それらのことを背景に、シニアカーやベビーカーなどで移動するときの安全性を高めてほしい、危険がはらむ箇所の見回りと修繕、走行の注意喚起や行動に適したルート案内など検討していただきたくお伺いします。どうでしょうか。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただ今の質問、シニアカーですとか車椅子、ベビーカーの移動における安全確保という点だったと思います。

議員がお尋ねのように、当然公共施設はもちろんですが、民間施設の所有者についても、お尋ねのような方への配慮があれば安全な生活ができるものと思っております。

これからも、要配慮者に対する予防的な観点を持って日常の管理に取り組んでいけるよう、機会があれば訴えていきたいなと思っております。

なお、道路関係といいますかその辺につきましては担当課長より答弁をさせます。

私からは以上です。

○議長（渡邊 弘君） 建設課長。

○建設課長（臼井理治君） それでは、私からは道路の修繕等のお尋ねについてお答えいたします。

建設課では、月に一度主要道路の点検を行っております。この際発見された破損箇所または地区からの要望等に基づき、必要に応じて修繕を実施しております。地区管理の道路もありますので、そちらにつきましては地区において原材料支給の制度を利用して修繕を行っていただいております。

垣根や樹木につきましては、民地から出ているものは所有者に管理をお願いしております。所有者の皆様におかれましては、適正な管理を引き続きお願いいたします。このことにつきましては、行政連絡委員会でも指導をお願いしております。

以上になります。

○議長（渡邊 弘君） 2番、北島正男議員。

○2番（北島正男君） おっしゃるとおりだと思います。

月に1回パトロールをされているという、前ご相談したときにお聞きして、続けていってもらえばいいと思うんですけども、時には歩いたり、シミュレーションとして車椅子を押してみたりというようなのをやってもらうと、余計よく見えるかなというふうに思っています。そういうこともやっぺらっぺらと思いたす。

以前、一言ちょっと僕言ったことあるんですけども、以前民生児童委員の方が言っていたが、役場前の道路が車椅子を押して通るのが一番怖いそうです。また、シニアカーの走行のアテンドを依頼されたケアマネジャーも同様に、あそこ道路の端が下がっている箇所が多くて車体が斜めになるので心配だと。車椅子、例えば車椅子を押していると、こういう状態で走るのが一番難しい。シニアカーもこう斜めになると一番怖いと、こういうんです。それがこの道路、かまぼこ型になっているというんですか、そういうところが多いようです。

実際に僕も歩いてみると、確かに路側帯が狭く段差が多く下がっていたり、アスファルトに大きなくぼみがあったりで、さらに結構な交通量があるので健常者でも歩きにくい道路です。

この道に限らず、大規模工事や改修工事は簡単にできないとは思いますが、事故が起こる前に危険箇所の修繕や歩道を狭めている、今ご回答いただきましたが、歩道を狭めている樹木や草木の除去や、公道に面した居住者の敷地からはみ出た垣根、きれいな垣根があるんですけども、はみ出ているというのがある。そうした樹木の枝など、居住者の管理義務の周知

の徹底、また通行に安全な進路の案内表示はやってほしいなと思います。

例えば、僕いつも気にするんだけど、役場から見高のほうに行った場合、河津トンネルの手前で海側の遊歩道を歩いてくださいねぐらいの表示がどこかにありますか。僕は見たことないんですけども。あれをしないと、暗い狭いトンネルを歩いているような人がよくいるんだけども、非常に怖いと思うので、そういう進路の案内というのも僕は必要だなという箇所が何か所かあるんじゃないかと思います。

この間、車椅子のお母さまを押して歩いていた家族が車にはねられて亡くなられたニュースがありましたけれども、そんな悲しいことが起こらないように、危険がはらむ道路の修繕や注意喚起、安全確保のためのルート案内など、SDGsの住み続けられるまちづくりのためにも対応していただけることを望みます。

次の質問です。

ユニバーサルデザインとはこれは違います。同じくシニアカーなどについても一つお伺いします。

電動車椅子を含むシニアカーを移動手段としての選択は、自立で頑張る人たちで自ら行動し社会参加していこう、免許返納後も引き籠もらず活発に行動しよう、そして要介護に陥らないようにしようという人たちであるなら、介護保険の支給額の低減にもなる観点から、シニアカーの活用は介護予防の一つとして町が関わる福祉といえるのではないのでしょうか。

全ての人に健康と福祉をというSDGsの観点もあります。シニアカー購入やレンタルの補助金支給、またはメーカーや販売店とタイアップしての団体購入で安くあっせんするとか考えられないのでしょうか。

ほかの市町では、シニアカーの購入による補助金支給をされているケースはあります。河津町でも、社会福祉協議会さんで車椅子の貸出しをしてくれていますが、それにシニアカーのリーズナブルな有料貸出しを追加するなり、近い将来考えられないかお尋ねします。どうぞ。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまの移動手段の確保の助成ということで、シニアカーの助成についてお尋ねですのでお答えします。

議員がおっしゃるように、シニアカーは高齢者の社会参加のためや外出手段のためのアイテムとしては、今後高齢者世代にとっての移動手段として有効であり、利用される方も多くなってきていると認識をしております。

しかしながら、シニアカーを運転するにはマナーや交通ルールなど注意をしなければならぬことが多くあり、その普及には運転者に特性などを多くの人に知ってもらうことが必要であります。そのような考えの下で、今後は普及と対策の両面から行政としての施策を考えていきたいと思っております。

特に、社会福祉協議会なんかと協働で今後、講習会等も検討していきたいなど、そのように思っております。

私からは以上です。

それから、お尋ねの点については担当課長より答弁させます。

○議長（渡邊 弘君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（中村邦彦君） それでは、私のほうからは補助金等についてはですけども、一般的なシニアカーと言われる車両につきましては、現状では購入に対する補助等はございません。レンタル品としてならば介護給付の対象となる場合もございます。

そういったことで、普及という面に関しましては、先ほど町長申しましたとおり、河津町社会福祉協議会におきまして、9月にシニアカーの代表的なメーカー、株式会社セリオと一緒にシニアカーの試乗会を考えております。試乗と安全講習会イベントということで、これには警察や介護事業所等も参加していただく予定でございます。

こういった取組につきましては、つながる支援バスの無料福祉バスでの高齢者の移動支援に引き続き、高齢者のパーソナルな部分での移動支援ということで、そういった促進ということで取り組むと聞いております。

まだまだ身近ではないシニアカーですけども、まず試乗体験を通じて多くの方に理解していただける機会ですし、高齢者にとって安全な社会参加のモビリティの可能性を広げていけたらと考えております。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 2番、北島正男議員。

○2番（北島正男君） いいですね、シニアカーの安全運転講習会とか、シニアカーに仮に乗ってみるとか、触れてみるとか、どういうものかというのが、本当はみんなよく知らない。そういう活動してくださることはとてもいいでしょう。その先にはちょっと助成もしてほしいなと思います。ちょっとあれ高いので。よろしくお願いします。

介護認定を受けていない自力で行動している人たちに手を差し伸べられないかということで、今お聞きしていました。福祉介護課長がおっしゃるように、介護保険でシニアカーのレ

ンタルは可能なんだけれども、基本は要介護2以上でそれが可能になるというんだけど、私が現場で携わっている人、要介護2であれを町なかで運転できる人はいない。いないです。だから、今お尋ねした、もう一度言うと介護保険に関わらない人たちへの移動手段の補助を考えてほしいなと思います。

単純に比較はできませんが、例えば要介護2の給付額は最大は1か月で19万7,000円でしょうか、1か月でそれだけ、最大限だからそれだけ使う人もいないんだけど、19万7,000円。それより自ら介護予防としてシニアカーなどで社会参加しているその手段に支援をされるほうが財政の効率化にもなると思うので、ぜひ今後も一考していただきたく願います。

ユニバーサルデザイン化はやっていて当たり前ですが、河津町はそこまでやるかぐらいのお考えいただけると、町民にも来訪者にもよいです。河津町は、その観光資源の豊富さ、地形、商業集積と伊豆の南地区では優れた環境を持っていると思います。町長がおっしゃるように、賀茂全体で考えるという考え方もとてもいいと思います。私を含め移住した人たちも、そのようなことをよく言います。河津町はいいぞ、自然があつていいぞ、町ができていいぞ、平らな地面があつていいぞと、こういうことをよく言います。

さきに言った軽トラ市での議員によるアンケート調査では、今いったようなほかに河津町のよいところは自然が豊かで温泉があり人が優しいが上位の回答でした。少数意見ですが、役場の職員の対応がよいと答えた人もいました。これもいいですね。これも大きな意味ではユニバーサルデザイン中で言えると思います。

ユニバーサルデザイン化だけではないですが、評判のよい河津町にさらに磨きをかけて、もう一步かっこよい町になっていけばいいなと思います。この山側に河津を通らない新しい道路がどんどんつながっていても、それに負けないブランド力を町は持っていただきたいと思っています。引き続きよろしく願いいたします。

以上です。ありがとうございます。

○議長（渡邊 弘君） 2番、北島正男議員の一般質問は終わりました。

一般質問の通告がありました1番、正木誠司議員の一般質問は、明日5日に行います。

◎散会の宣告

○議長（渡邊 弘君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日は午前10時から再開します。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時02分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員

第 2 日

6 月 5 日（木曜日）

令和7年河津町議会第2回定例会会議録

議事日程（第2号）

令和7年6月5日（木曜日）午前10時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 報告第 1号 令和6年度河津町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 3 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度河津町一般会計補正予算（第12号））
- 日程第 4 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（河津町税条例の一部を改正する条例について）
- 日程第 5 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）
- 日程第 6 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（河津町水道・温泉事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について）
- 日程第 7 議案第36号 河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第37号 令和7年度河津町立小中学校児童生徒用1人1台端末購入契約について
- 日程第 9 議案第38号 令和7年度河津町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第39号 令和7年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第40号 令和7年度河津町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第41号 令和7年度河津町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第42号 令和7年度河津町温泉事業会計補正予算（第1号）
- 日程第14 選挙第 1号 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙
- 日程第15 議員派遣の件
- 日程第16 委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件

出席議員（10名）

1番 正木誠司君

2番 北島正男君

3番	大川良樹君	4番	桑原猛君
5番	渡邊昌昭君	6番	遠藤嘉規君
7番	上村和正君	8番	渡邊弘君
9番	稲葉静君	10番	宮崎啓次君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	岸重宏君	副町長	木村吉弘君
教育長	鈴木弘光君	総務課長	川尻一仁君
企画調整課長	島崎和広君	町民生活課長	鈴木亜弥君
健康増進課長	平川直也君	福祉介護課長	中村邦彦君
産業振興課長	稲葉吉一君	建設課長	臼井理治君
防災課長	友田佳伸君	水道温泉課長	飯田吉光君
教育委員会 事務局長	土屋勉君	会計管理者 兼会計室長	土屋典子君

事務局職員出席者

事務局長	山本博雄	書記	土屋翔
------	------	----	-----

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（渡邊 弘君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しております。

よって、本日の議会は成立いたしました。

これより議会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（渡邊 弘君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ご覧願います。

なお、説明のため町長以下関係職員が出席しておりますことをご報告いたします。

◎一般質問

○議長（渡邊 弘君） 日程第1、一般質問に入ります。

質問は、1件ごと一問一答方式とするか、一括質疑方式とするかは質問者の意向によるものとしますので、あらかじめ議長にお申出ください。

なお、申し添えておきますが、質問回数は1問につき3回、質問の時間は答弁を含め60分となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

◇ 正 木 誠 司 君

○議長（渡邊 弘君） それでは、1番、正木誠司議員の一般質問を許します。

1 番、正木誠司議員。

〔1 番 正木誠司君登壇〕

○1 番（正木誠司君） 皆さん、おはようございます。

1 番、正木誠司です。

令和 7 年第 2 回定例会の開催に当たり、一般質問の通告をいたしましたところ、議長から許可をいただきましたので、一問一答方式にて質問をさせていただきます。

私の質問は、次の 2 件となります。

1 件目、河津バガテル公園の運営について。

2 件目、今年度の熱中症対策について。

以上、2 件につきまして、町長及び副町長、教育長、関係課長の答弁を求めます。

それでは、まず、1 件目、河津バガテル公園の運営についてお伺いいたします。

河津バガテル公園は、2001 年 4 月 28 日に、町と民間会社の共同出資による第三セクター方式で開園し、2015 年からは町の直営施設として運営されてきました。

開園当初は、入場者数、売上げともに順調でしたが、その後、様々な要因により赤字運営が続きました。岸町長の時代になり、河津バガテル公園再生検討委員会が設置され、町民の意見も取り入れた上で民間事業者による再生という方針が決定されました。

この方針の下、令和 5 年度から、株式会社共立ソリューションズさんが指定管理者として運営を担っており、今年度は指定管理期間の最終年度に当たります。指定管理を行うに当たっては様々な条件や要件について審査していると思いますが、やはり実績のある会社をお願いすることで入場人員の増加と、また、黒字経営による安定した経営状態が期待されることが事業者選定の大きな要因だったと思います。

そのような期待を含めた新生バガテル公園の令和 5 年度の収支について、令和 6 年第 1 回定例会における同僚議員の質問に対し、町の答弁では、指定管理が 4 月 1 日からだったこともあり、春バラシーズンの宣伝集客が間に合わなかったことが大きな原因として、年間を通じての売上げは前年を上回ったものの、提案書の収入額には達しなかったとのことでした。つまり、初年度については赤字であったと、私は理解しております。

そこで、指定管理 2 年目である令和 6 年度における河津バガテル公園の収支実績及び入園者数について、既に提出されている令和 6 年度事業計画書の当初案と比較した結果をご提示していただきたいと思います。つまり、単年度収支は黒字であったのか、赤字であったのか、お伺いをいたします。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、正木議員のご質問、河津バガテル公園の運営についての、特に収支状況等についてお答えします。

一部、議員のお尋ねと重なる部分がありますが、ご容赦願いたいと思います。

お尋ねのように、令和5年度から3か年、指定管理者として株式会社共立ソリューションズをお願いをしているところでございます。事業内容につきましては、月々の状況をはじめ、年度計画ですとか実績についても、町の河津バガテル公園再生検討委員会で報告をいただき、委員の意見なども踏まえて協議を重ねて運営をいただいているところでございます。

お尋ねの件でございますが、令和6年度の入込み等の速報値については出ておりますが、詳しい実績等につきましては、今後行われる検討委員会の中で示されるものと考えております。

私なりの感想でございますが、先ほど議員からお尋ねがあったように、初年度の令和5年度については、指定管理が4月から始まり、いきなりバラの開花シーズンとなり、会社の職員体制が思うように整わず、入込み客については、初年度としての実績としては思うような実績は上げられませんでした。それでも、バラ時期の集客などや、気象条件の厳しく振り回された中でも、何とか売上げ的には指定管理前と同額程度に落ち着いたのかなと思っております。また、昨年から今年と、静岡県セラピスト協会による美祭も公園で行われ、約1,000人近い入場者があったと聞いております。また、秋には、町の文化協会主催の文化祭の舞台、展示部門が行われ、多くの町民に利用をしていただきました。今後の文化の薫る公園としてご利用していただけたらと思います。

なお、お尋ねの令和6年度事業について、速報値ですが、担当課長より答弁をさせます。私からは以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 企画調整課長。

○企画調整課長（島崎和広君） 私からは、令和6年度の入園者数と収支状況について答弁させていただきます。

入園者数は2万3,888人、事業計画の2万6,254人を2,366人下回り、計画に対する割合は91%でした。また、指定管理料3,000万円を含む収入実績は6,812万9,930円、事業計画の7,576万円を763万70円下回りました。支出では、人件費の増加などがあり、収支状況については、事業計画上のプラスマイナスゼロを下回り、800万2,132円の赤字であったと、受託事業者である株式会社共立ソリューションズから報告を受けております。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 1 番、正木誠司議員。

○1 番（正木誠司君） 6 年度につきましても約800万円の赤字、このような認識をさせていただきます。

この指定管理先の収支が本当に赤字ということは2年続いてしまったんですけれども、こちらの赤字につきましては、やはり基本的には指定管理者さんの経営や運営の責任ということで、たとえ赤字であったとしても町が支払う指定管理料に変動はないことは理解しております。

とはいえ、私、収支について強い関心を持っている理由というのは、共立ソリューションズさんの指定管理契約、先ほど町長からもありましたが、今年が最終年ということで、今年度末に満了となる時、この先においても収支の改善が見込めないというふうな形の判断をされれば、来年度から新たに指定管理をまた探さなければならないという、本当に3年前の状況に戻ってしまう、このような危惧もありまして、収支についてちょっと強い関心を持たせていただきました。

やはり、この3年間のこの指定管理の実績がある共立ソリューションズさんが、令和8年度以降も、今後も引き続き指定管理者として継続されることが最良の選択ではないかと私は考えております。現時点で、共立ソリューションズさんが来年度以降も継続して指定管理者となる意向を持っているのか、これはまだ聞いているから聞いていないか分からないんですが、もし話せる範囲でもって情報があればお教えいただきたいと思います。

また、町長は、令和5年の第1回の定例会の同僚議員の答弁において、町有施設の様々な再検討の中で、建物の底地である土地の借地問題が、今後の大きな問題になってくるであろうと、そういう認識を示されました。このバガテル公園は、開園以来、借地での運営を続けているわけで、今後、10年、20年、30年先を見越せば、この底地の買上げ、土地の購入ということも選択肢に入る検討の材料ではないかというふうに私は考えます。

どうしてもこういう買上げとなりますと、単年度で大きな予算確保が大前提となりますけれども、将来的に町有地とすることで借地料の支払いが回避となり、また、指定管理者さんにおかれましても、契約する上で町有地であるということが大きな安心材料ではないかというふうに思います。

以上のことを踏まえ、今後のバガテル公園の運営について、土地の購入等も含めて、何か新たな方針や施策等を検討しておられるかについて1点。

で、さらに、今年度におきましては、バガテル公園の運営費、これ総額で5,024万円が当初予算に計上されております。その内訳のうち指定管理料が3,000万円、これは令和5年度から決められた額ということで計上されている額と。あとは、土地の賃借料が約950万円ですね、この2つが運営費の結構大きな部分だと思います。この土地の賃借料につきましては毎年度見直しがされて、今年は前年に比べて減額されております。そういう中でもあって、やはりこの指定管理料のこの3,000万というのは、かなり町の施設としては大きいものではないかというふうに私は認識いたします。

先ほどありましたが、バガテル公園、民間経営になって、やはり望むものは民間のノウハウ、いろいろなものを使ってもらって安定した黒字経営を続けてもらうことが一番いいんじゃないかなと。で、その黒字経営が続くことにより、町が払う指定管理料も、後々において少しずつでも減額していけば、これは町にとっても集客が見込めて、さらに費用の削減ができるという、このようなよいメリット効果があるかと思われまますので、以上、費用の減額についても現時点で検討がされているのか、以上、3点についてお伺いをいたします。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいま正木議員のお尋ねの点について、何点かございましたのでお答えしたいと思います。

まず、借地料の問題でございます。

先ほど議員がお尋ねになったように、7年度、借地料、少し減額をさせていただきました。昨年度ですけれども、地権者の方といろいろ会合を持ちまして、借地料についてお話をさせていただきました。その上で減額という結果になりました。

それで、今後の話なんですけれども、先ほど議員がお話あったように、私も将来的には、この借地料の問題というのは大きい問題で、それぞれ地権者の方も相続の関係があったりいろんなことが考えられますので、何とか解決したいなということで、去年の会合の中でも、地権者の皆さんには、多分4年後だと思っておりますけれども、改定の時期が来ておりますので、そのときのこと、意識をしながら、借地料の交渉もさせていただいた経緯があります。まだはっきりとしたことは決まっておりますけれども、地権者の皆さんにも将来的にはそういうような方向でご理解願いたいということが前提とした中で、今回、借地料の減額に至ったという、そんなことがございますので、将来的にはそういうことを進めていきたいなど、私の思いとしてはそういうことで交渉させていただきました。

それから、お尋ねの管理状況、今後のことでございます。お答えします。

この後、担当課長よりお答えしますが、再生検討委員会で、昨年度の事業実績ですとか今年度の事業計画などを示していただきまして、当面の事業について意見交換等をさせていただきたいと思っております。

次期の指定管理の件でございますが、現在の指定管理者の実績や今後の事業計画についてお示しをいただき、指定管理者選定委員会として、公募や随契などの判断も含めて、次期の指定管理者の選定については検討していただきたいと思っております。町としては、今後も指定管理者制度による、活用による公園の継続をしたいと考えております。

なお、指定管理料等につきましては、指定管理者予定者の提案内容にもよると思っておりますので、ある程度内容が出てきた段階で議会にもご意見を伺いながら進めていきたいと思っております。私としては、おおむね12月議会ぐらいに指定管理者の選定を進めたいと考えております。

詳細につきましては、担当課長より答弁をさせます。私からは以上になります。

○議長（渡邊 弘君） 企画調整課長。

○企画調整課長（島崎和広君） それでは、私からは、公募により指定管理者を募集する場合の指定管理者選定に係るスケジュール案について説明させていただきます。

6月11日に第1回河津バガテル公園再生検討委員会にて、今後の管理方法について意見を伺い、6月中旬から7月に河津町指定管理者選定委員会に諮り、議員の皆様にも説明を行い、8月初旬から公募を開始し、10月初旬まで募集を行い、10月下旬にかけ選考をし、候補者の選定ができましたら、12月の定例議会に指定管理者の指定に関する議案を上程したいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） 先ほど1件、私のほうで、ぜひ、今の共立ソリューションズさんが次もやってもらえるかという意向、やっぱりちょっと一番気になるんですけども、その辺何か情報等がありますでしょうか。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 今、担当課長が申したように、今の、公募による場合の日程です。内容によっては随契ということも指定管理の選定委員会の中である可能性もありますので、両方を含めた中で検討したいと思っております。今のスケジュール案は、公募によった場合にはそのようなスケジュールでいきたいという、そういうことでございます。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） 公募ということがやはり一番の大前提であると思いますが、やはり先ほども私、言いましたように、実績のある方が今後も指定管理としてバガテル公園を担っていただけるのが一番いいのではないかとこのように感じています。

で、また、ちょっとこれ関連質問になるんですけども、3回目、よろしいで、大丈夫でしょうか。

○議長（渡邊 弘君） 4回目になりましたので、3回でもう終わりになります。

○1番（正木誠司君） 分かりました。

それでは、このバガテル公園の運営、今の共立さんがやっている中で、いろいろ水耕栽培ですか、イチゴの水耕栽培等も行って、それを公園内のカフェやレストランで使ったりとか、多くなれば、それを通信販売をしたりとかという、そのような事業計画が、前に示されていると思います。そちら、今、実際がっちりやられていると思うんですけども、ぜひ今年度、7年度につきまして、どういうことをやっているかというものを、町としてもしっかりチェックをしていただいて、本当に黒字となるような形の後押し、そういうこともしていくのが必要なのではないかと思います。

この河津バガテル公園は開園から25年を迎えて、様々な経緯を経て現在に至っております。町民の中には、多額の費用をかけてまで運営するべきなのかというようなことを、いう声もあります。一方で、先日、議会が行った「河津町で好きな場所は」というアンケートでは、河津七滝に次いで2番目の結果というふうになっております。多くの町民が好きな場所だと言っているこの施設を、今後も長期的に維持、運営していくには、観光資源としてどのように生かしていくかが非常に重要になると思います。

昨年秋には、日本ロリータ協会会長の青木美沙子さん、これ、かなりその世界で有名な方というふうに私も聞いておりました、その方をお招きして実施されたイベントが大盛況だったと聞いております。ぜひ今年も、多分秋に行うものだと、私は認識でおりますが、そういう中에서도、この青木さんのユーチューブというものも、私、見させてもらったところ、前回は行けなかったけど今年は絶対行きたいというようなコメントや、青木さんと一緒の時間を過ごして、お茶をしたり話をしたいというような、かなり前向きなコメントが多く見受けられました。

ぜひ、先ほど言いましたが、バガテルの魅力を伝えていくためには、このようなイベントの開催というのは非常に重要になると思います。例えば、このような取組、コラボを継続してもらって、行く行くは、例えば町内宿泊施設とのタイアップをしてみたり、河津でしか買えない限定商品の開発や販売、こちらに取り組んでみたり、また、ふるさと納税の返礼品としての登録をしたりとか、町内で行われる様々なイベントの連携も含めて、バガテル公園の魅力を最大限に引き出していただければと思います。今後も指定管理制度の下で運営が続くことを踏まえて、10年、20年先を見据えた長期的視野での方針を期待しますと、これ、最後意見になりますが、よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

次に、今年度の熱中症対策についてお伺いします。

昨日、今日、この6月の頭であっても25度を超えるような日が続いて、この勢いですと、今年の夏も命に関わるような暑さが来るのではないかと予想されます。

町として、この夏に向けた熱中症対策として、どのような具体的施策を講じる予定かお伺いいたします。

また、昨年、第3回定例会の一般質問の答弁において、国が熱中症特別警戒情報を発出した場合にクーリングシェルターを設置、運用するとの回答がございました。その場合、具体的にどこの施設をクーリングシェルターとして指定されるのか。また、そういう情報をどのように町民へ周知するのか、併せてお伺いをいたします。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、2問目の熱中症対策についての質問にお答えしたいと思っております。

議員がおっしゃるように、昨年の議会において一般質問を受けまして答弁しておりますが、昨年、町では、注意喚起ということで、特にクーリングシェルターなどの設置は、指定は行っておりませんでした。今後は気象状況や国の方針等も踏まえて検討したいと思っておりますと答弁したと思っております。

それを受けまして、先日、町の制度設計ヒアリングの中でも、今後の方針についても協議をいたしました。町として、まず、実施に向けて、気候変動適応法第21条の規定による指定暑熱避難施設の指定に必要な事項を定め、熱中症による健康被害の発生を防止することを目的とする要綱を定め、その内容に沿って進めていきたいと思っております。

なお、内容につきましては担当課長より説明をさせます。私からは以上です。

○議長（渡邊 弘君） 健康増進課長。

○健康増進課長（平川直也君） 私からは、今夏の熱中症対策の具体的な内容等について答弁させていただきます。

今夏の熱中症対策の具体的な内容につきましては、町の防災メールや公式LINE等によりまして熱中症の注意喚起等を行ってまいります。また、静岡県と賀茂地域1市5町の共同で、河津有線テレビにおいてテロップ放送を行うこととなっております。

なお、熱中症警戒情報、熱中症警戒アラートになりますが、これらが発表された場合には、随時注意喚起等を行ってまいります。

それから、クーリングシェルの指定につきましては、現在、民間施設をクーリングシェルに指定すべく、指定等に関する要綱を整備中でございます。この要綱が整い次第、民間事業者のご協力を得ながら民間施設を指定して、随時町のホームページや公式LINE等により公表していく予定でございます。

以上となります。

○議長（渡邊 弘君） 1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） 今、町長、担当課長の答弁でもありましたが、ぜひともこのクーリングシェル、こういうものは早めに決めてもらい、早めに、なるべく多くの回数万遍なく、そういう趣旨ということが大事かと思われますので、素早い取組のほうをぜひお願いいたします。

で、昨年度は、熱中症特別警戒情報の発令はなかったんですが、そういう状況でも、およそ1か月にわたって熱中症警戒情報がずっと、夏の間、発令され続けておりました。河津町では、昨年、6名の方が熱中症により救急搬送されました。このような答弁のほうもいただいております。となると、今年度においても同じような暑さが続くようであれば、熱中症警戒情報の状態でも、やはり熱中症により搬送される、このような状況が発生することが十分に想定されます。

そこでお伺いいたします。本町において、熱中症による救急搬送者数ゼロというものを目標にして、例えばそういう国の発令とかそういうのが発令する前に、はなから、例えば7月、8月にはクーリングシェルを常設して、熱中症予防、こういうものに取り組むということができないでしょうかということについて1点と、あわせて、クーリングシェルが、多分この平地区どこかに設定されるんじゃないかと思いますが、そこに、遠くて行けないであるとか、行きたいけど交通手段がないから行けないというような高齢者世帯やいろんな方

がいるかと思われます。そういうことも踏まえまして、高齢者世帯や低所得者世帯、また、シングル世帯を対象として、7月、8月の夏季における電気料金の負担軽減を目的とした町独自の補助金制度について、これはこれからですと緊急的になりますけれども、今からでもこのような制度を創設することはできないでしょうか。

以上、2点についてお伺いいたします。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、クーリングシェルトアの設置の件についてお答えをいたします。

先ほど申したように、要綱に沿った中で、民間施設については協定を結びまして対応したいと思っております。これについては、一部公共的な事業者も、そういう要望を持っているという話も聞きますので、要綱の中で協定を結んで、民間に準ずるそういう公共的な施設もクーリングシェルトアの設置ができるという希望があれば、協定を結んだ中で指定をしていきたいなと思っておりますし、町、この後、課長が答弁しますけれども、町でもいち早くクーリングシェルトアの設置を考えたいと思っております。

また、先ほどお尋ねのありました高齢者ですとか低所得者への電気料金の補填については、現状では特に考えておりません。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 健康増進課長。

○健康増進課長（平川直也君） 私からは、熱中症搬送ゼロを目指す取組についてということでお答えいたします。

まず、民間施設の指定に先駆けまして、6月1日付で役場の庁舎、それから保健福祉センター、文化の家、これらを指定いたしました。

また、民間事業者との協定書の中では、熱中症特別警戒情報、熱中症特別警戒アラートになりますが、この発表時以外においても、運用期間中は可能な範囲で施設を開放していただくよう、お願いする予定でおります。

なお、このクーリングシェルトアの運用期間につきましては、指定の日からその年度の10月第4水曜日まで、それから、翌年度以降につきましては毎年度4月の第4水曜日から10月の第4水曜日までの期間が運用期間となります。この期間中において、指定をした施設においては、ずっと常設といいますか常時開設、営業時間の時間内に開設をしていただくこととなります。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 1 番、正木誠司議員。

○1 番（正木誠司君） 今の課長の答弁で、本当にもう常設的に、例えば役場庁舎であり、保健福祉センターであり、また、今後は民間の施設も含めて、このクーリングシェルターの設置という、常設的ですね、そういう形の認識で私もさせていただきます。

やはり、熱中症は本当にもう、今では本当に最大の災害だと私も認識しておりますし、ぜひ河津町から熱中症が出ない、ゼロを目指すという取組を、本当に手厚い施策をもって行ってもらいたいと思います。

で、先ほど、私、一番大きいのは、ぜひ、どうしてもそういう形でも、先ほども言いましたが、なかなかそのクーリングシェルター等へ来られない、こういう形の方がいる中でもって、家でもって本当に電気料高いからエアコン使えないとかという人も結構いますので、何とかその補助金というものを設定できないかなというの、これ、すごく思います。簡単にはそういう形が、すぐに、はい、分かりましたというのは、返事はできないと思いますが、これにつきましては本当、町長は日頃から町民が安心して暮らせる町を目指して様々な取組をされていることは、町民も十分にその姿勢を理解していると思います。

災害といって真っ先に思い出すのは、皆さん、地震とか台風だと思いますけれども、この現代においては、猛暑もまた非常に危険な、命を脅かす災害であると私は認識すべきだと思います。実際に全国のテレビ等では、熱中症で搬送されて亡くなったとか後遺症が残ったという事例も聞きます。この役場においては、この夏の時期は、このクールビズを採用して、今回の定例会もノーネクタイ、ノー上着での熱中症対策というものがしっかり講じております。

これ、私ごとですけど、私自身も、現場の出向く仕事をするときには、WBGT計というんですか、湿度とかそういうものを計って、熱中症の警戒をする機械が、今、市販でされているんですけども、そういうものを常備して、その機械によって、危険ですとかってそのような警報音が鳴ったときには、即刻作業を中止してエアコンの効いた車の中で休んだりとか、そういうふうな形の自己防衛を徹底しております。どうしても、この機械等もやはり1台5,000円とか1万円する結構高いものでありますことから、これを町民全員に配るというのも、これはちょっととてつもない話になると思いますので、せめて、先ほど言った生活弱者に対する、そういう夏の電気料金に対する支援、このようなものを、今年は無理であっても来年からでも、ぜひとも考えていただいて、町民が安心して暮らせるまちづくり、そうい

う形の一環として、この熱中症は災害というふうに捉えて、いろいろな取組を進めてもらいたいと思います。

先ほども言いましたけれども、電気代が高いからエアコンを極力使わないだとか、また、経済的にエアコンを買えないような方もいると聞いております。また、先ほど言ったような、交通手段がなくてクーリングシェルターに行けないなど、様々な理由で、例えば熱中症になってしまったときに、熱中症が発生してしまったとき、事前に何らかの対策を講じておけば未然に防げたのにとというふうな後悔がないように、町として対策を強化していただきたいと、私はもう切にお願いいたします。

ぜひ、この夏の猛暑を災害と捉えて、誰一人として取り残さない熱中症ゼロの優しい弱者に寄り添う河津町となることを期待して、私の一般質問を終わりといたします。

○議長（渡邊 弘君） 1番、正木誠司議員の一般質問は終わりました。

これをもって、今期定例会に通告のありました全員の一般質問は終わりました。

10時50分まで休憩いたします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時50分

○議長（渡邊 弘君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（渡邊 弘君） 日程第2、報告第1号 令和6年度河津町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 報告第1号 令和6年度河津町一般会計繰越明許費繰越計算書について。

令和6年度河津町一般会計繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自

治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和7年6月4日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

○議長（渡邊 弘君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、報告第1号 令和6年度河津町一般会計繰越明許費繰越計算書について、説明をさせていただきます。

次のページのほうをお開きください。

令和6年度河津町一般会計繰越明許費繰越計算書です。

翌年度への繰越額確定に伴い報告するものでございます。款、項、事業名、金額、翌年度繰越額の順で説明をさせていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、住基ネットハードウェア更新事業1,071万9,000円、1,071万9,000円。

3款民生費、1項社会福祉費、低所得世帯支援給付事業3,327万2,000円、3,282万7,000円。

6款商工費、1項商工費、物価高騰対応重点支援事業3,510万円、3,510万円、七滝駐車場公衆トイレ解体・外構改修事業1,499万円、1,499万円。

9款教育費、1項教育総務費、情報通信ネットワーク環境施設整備事業1,591万円、1,467万8,000円。

合計1億999万1,000円、1億831万4,000円。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

以上をもって、報告第1号 令和6年度河津町一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊 弘君） 日程第3、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度河津町一般会計補正予算（第12号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記事項を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

記。

令和6年度河津町一般会計補正予算（第12号）について。

令和7年6月4日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細については、担当課長より説明をさせます。

○議長（渡邊 弘君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを説明をさせていただきます。

本件につきましては、歳入では、地方譲与税や各種交付金等の確定によるもの、歳出では、森林環境譲与税の増額により基金積立金の増及び河津桜まつり運営費への追加を行うため、専決処分による対応をさせていただいたものでございます。

次のページをお願いいたします。

河津町告示第75号。専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決処分第1号 令和6年度河津町一般会計補正予算（第12号）。

令和6年度河津町一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,194万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億9,423万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳

出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

令和7年3月31日。

河津町長、岸重宏。

次のページをお願いをしたいと思います。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。款、項、補正額の順に述べさせていただきます。

2款地方譲与税304万3,000円、1項地方揮発油譲与税△10万1,000円、2項自動車重量譲与税△29万7,000円、3項森林環境譲与税344万1,000円。

3款利子割交付金4万9,000円、1項利子割交付金、同額でございます。

4款配当割交付金262万1,000円、1項配当割交付金、同額でございます。

5款株式等譲渡所得割交付金726万2,000円、1項株式等譲渡所得割交付金、同額でございます。

6款法人事業税交付金345万8,000円、1項法人事業税交付金、同額でございます。

7款地方消費税交付金△147万8,000円、1項地方消費税交付金、同額でございます。

8款環境性能割交付金173万円、1項環境性能割交付金、同額でございます。

9款地方特例交付金167万9,000円、1項地方特例交付金、同額でございます。

10款地方交付税193万7,000円、1項地方交付税、同額でございます。

11款交通安全対策特別交付金△4万2,000円、1項交通安全対策特別交付金、同額でございます。

18款繰入金△831万8,000円、1項基金繰入金、同額でございます。

歳入合計1,194万1,000円。

次のページをお願いをいたします。

歳出です。歳入と同様の説明とさせていただきます。

5款農林水産業費344万1,000円、2項林業費、同額でございます。

6款商工費850万円、1項商工費、同額でございます。

歳出合計1,194万1,000円。

次の3ページ、4ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括は省略をさせていただきます。

5ページをお願いをいたします。

事項別明細書、2、歳入でございます。

款、項、目、節、説明の順に述べさせていただきます。

なお、金額の確定及び決定のものについては、説明は省略をさせていただきます。

2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、1目地方揮発油譲与税△10万1,000円、1節地方揮発油譲与税△10万1,000円。2項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税△29万7,000円、1節自動車重量譲与税△29万7,000円。3項森林環境譲与税、1目森林環境譲与税344万1,000円、1節森林環境譲与税344万1,000円。

3款利子割交付金、1項利子割交付金、1目利子割交付金4万9,000円、1節利子割交付金4万9,000円。

4款配当割交付金、1項配当割交付金、1目配当割交付金262万1,000円、1節配当割交付金262万1,000円。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、1目株式等譲渡所得割交付金726万2,000円、1節株式等譲渡所得割交付金726万2,000円。

次のページをお願いいたします。

6款法人事業税交付金、1項法人事業税交付金、1目法人事業税交付金345万8,000円、1節法人事業税交付金345万8,000円。

7款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金△147万8,000円、1節地方消費税交付金△147万8,000円。

8款環境性能割交付金、1項環境性能割交付金、1目環境性能割交付金173万円、1節環境性能割交付金173万円。

9款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金167万9,000円、1節地方特例交付金167万9,000円。

10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税193万7,000円、2節特別交付税193万7,000円。

11款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、1目交通安全対策特別交付金△4万2,000円、1節交通安全対策特別交付金△4万2,000円。

次のページをお願いいたします。

18款繰入金、2項基金繰入金、1目基金繰入金△831万8,000円、1節基金繰入金△831万8,000円、こちらは財政調整基金の繰入金でございます。財源の調整により、基金の繰入金を減額するものでございます。

次のページをお願いいたします。

3、歳出でございます。歳入と同様の説明とさせていただきます。

5款農林水産業費、2項林業費、1目林業振興費344万1,000円、24節積立金344万1,000円、森林環境整備促進基金の積立金でございます。森林環境譲与税の増額交付により、積立てを増額するものでございます。

6款商工費、1項商工費、3目観光費850万円、18節負担金、補助及び交付金850万円、河津桜まつり運営補助金でございます。桜まつりの延長等により、補助をするものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度河津町一般会計補正予算（第12号））を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊 弘君） 日程第4、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（河津町税条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記事項を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記。

河津町税条例の一部を改正する条例について。

令和7年6月4日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

○議長（渡邊 弘君） 町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木亜弥君） 承認第2号について、ご説明させていただきます。

こちらにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律が、令和7年3月31日にそれぞれ公布されたことによります。

税法改正につきましては、原則4月1日施行でしたので、必要な規定の改正について専決処分したものでございます。

次のページをお願いいたします。

河津町告示第76号。専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決処分第2号 河津町条例第14号 河津町税条例の一部を改正する条例について。

令和7年3月31日。

河津町長、岸重宏。

次のページをお願いします。

条例第14号 河津町税条例の一部を改正する条例。

恐れ入りますが、定例会資料で説明させていただきます。

定例会資料の1ページをお願いいたします。

改正の概要でございます。

改正の中から、新たに創設されたものを2つお示しさせていただきました。

まず、1、個人住民税関係。

大学生の年代の子供などに関する特別控除が新たに創設され、控除対象となる大学生年代の子らの所得要件が拡大されました。こちらは、大学生のアルバイトが扶養に入れるかどうかというところで論点になっていたもので、具体的に申し上げますと、これまでは、19歳から23歳未満の大学生年代の子がアルバイト収入などで年間103万円を超えると、親の所得控除が受けられなくなっておりましたが、この年収の上限が150万円に引き上げられ、上限まで控除額が段階的に逡減、段々と減る仕組みが設けられたこととなります。

こちらは、令和7年分所得に係る令和8年度分の個人住民税から適用されます。

2つ目、軽自動車税関係です。

軽自動車税の種別割に係る原動機付自転車の車両区分の見直しが行われました。総排気量125cc以下で、最高出力を4キロワット、50cc相当です、それ以下に制御した新基準の原付バイクに係る税率を年額2,000円、50ccの原付と同額です、2,000円といたします。

こちらは、現行の50cc原付バイクが、令和7年11月からの排ガス規制への適合が困難であるということにより、生産販売の継続が見直しされるもので、今後、既存の車両区分との置き換わりが進むものと考えられます。

3、その他として、元となる地方税法の法律改正等に合わせて、公示送達に関する規定の整備、加熱式たばこの課税方式の見直し、引用条項ずれが生じた部分の修正等のため改正したものです。

次のページ以降に新旧対照表をお示ししてございますので、ご参照ください。

議案に戻っていただきまして、附則をお開きください。

税条例改正の4枚目になります。

附則。

施行期日。

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第1号 第34条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定、令和8年1月1日。

第2号 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第6条の規定、令和8年4月1日。

第3号 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日。

以降、第2条で公示送達に関する経過措置、第3条で町民税に関する経過措置、ページをめくっていただきまして、第4条で固定資産税に関する経過措置、第5条で軽自動車税に関する経過措置、第6条で町たばこ税に関する経過措置、それぞれ規定しております。

説明は以上です。

○議長（渡邊 弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（河津町税条例の一部を改正する条例について）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊 弘君） 日程第5、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記事項を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記。

河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

令和7年6月4日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

○議長（渡邊 弘君） 町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木亜弥君） 承認第3号について、ご説明させていただきます。

こちらにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が、令和7年3月31日公布され、同年4月1日から施行されたことによります。

改正につきましては、原則4月1日施行でしたので、必要な規定の改正について専決処分したものでございます。

次のページをお願いいたします。

河津町告示第77号。専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決処分第3号 河津町条例第15号 河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

令和7年3月31日。

河津町長、岸重宏。

次のページをお願いいたします。

条例第15号 河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

恐れ入りますが、定例会資料でご説明させていただきます。

定例会資料11ページをお願いいたします。

改正の概要でございます。

こちらは、国民健康保険税の軽減判定所得の基準額の改正でございます。

国民健康保険税の算定をする際、法令により定められた所得基準を下回る世帯については、均等割、平等割額の7割、5割、2割を減額しております。この減額措置に係る基準額が改正されたため、表のとおり条例の5割軽減の判定に係る基準額を29万5,000円から30万5,000円、2割軽減の判定に用いる基準額を54万5,000円から56万円に引き上げるものです。

こちらの判定所得基準を引き上げることにより、軽減措置が受けやすくなり、負担能力が低い世帯に対して保険税の負担を減らすためのものがございます。

次のページ以降に新旧対照表をお示ししてございますので、ご参照ください。

最後に、附則でございます。

議案に戻っていただきまして、附則。

施行期日。

第1項 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

適用区分。

第2項 この条例による改正後の河津町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊 弘君） 日程第6、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（河津町水道・温泉事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記事項を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記。

河津町水道・温泉事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について。

令和7年6月4日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細については、担当課長より説明をさせます。

○議長（渡邊 弘君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、承認第4号について説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が令和6年12月25日に公布され、各種手当に関する政令が令和7年4月1日から施行されたことから、本条例の一部を専決処分させていただいたものでございます。

次のページをお願いいたします。

河津町告示第78号。専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分す

る。

専決処分第4号 河津町条例第16号 河津町水道・温泉事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について。

令和7年3月31日。

河津町長、岸重宏。

次のページをお願いいたします。

条例第16号 河津町水道・温泉事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について。

恐れ入ります。定例会資料で説明をさせていただきたいと思います。

定例会資料の13ページをお願いをしたいと思います。

改正の概要といったところでございます。

まず、地域手当でございます。

これまで支給されていなかったものでございますが、区分が都道府県単位となったことから、静岡県が対象となり、地域手当を支給するものでございます。

2点目でございますが、扶養手当でございます。

配偶者に係る手当を廃止をし、こちらについては2年間の激減緩和という形で実施をするものでございます。

3点目でございます。管理職員の特別勤務手当の改正でございます。

平日深夜勤務に対する手当の時間帯の拡大を行うものでございます。

4点目でございます。定年前再任用短時間勤務職員・暫定再任用職員の手当でございます。

こちらに住居手当を加えるものでございます。

その他としまして、引用条項のずれ等による修正、その他の修正を行うものでございます。

次のページに新旧対照表を添付してございますので、参考にしていただければと思います。

それでは、条例のほうにお戻りいただきまして、2枚ほどおめくりいただいて附則といったところをお開き願いたいと思います。

附則。

施行期日。

第1項 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和8年3月31日までにおける扶養手当に関する経過措置。

第2項 令和8年3月31日までにおける改正後の河津町水道・温泉事業職員の給与の種類

及び基準に関する条例第5条の規定の適用については、同条第2項中「第5号、重度心身障害者」とあるのは、「第5号、重度心身障害者、第6号、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。））」とする。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（河津町水道・温泉事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊 弘君） 日程第7、議案第36号 河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第36号 河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

河津町国民健康保険税条例（昭和37年河津町条例第16号）の一部を別紙のとおり改正する。
令和7年6月4日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細については、担当課長より説明をさせます。

○議長（渡邊 弘君） 町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木亜弥君） それでは、議案第36号について説明させていただきます。

提案理由は、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正をするものでございます。

次のページをお願いいたします。

条例第 号。

河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

恐れ入りますが、定例会資料でご説明させていただきます。

定例会資料19ページをお開きください。

改正の概要でございます。

こちらの改正は、国民健康保険税の課税限度額の引上げについてでございます。

表をご覧ください。

下線の部分が改正部分となります。

基礎課税額医療分の限度額を、現行の65万円から66万円に、後期高齢者支援金等課税額の限度額を、現行の24万円から26万円に引き上げます。介護納付金課税額は、変更はございません。

なお、本改正は、町の国民健康保険運営協議会に諮問し、適当であるとの答申をいただいております。こちらは令和8年4月1日からの適用でございます。

次ページ以降に新旧対照表をお示ししてございますので、ご参照ください。

最後に、附則でございます。

議案に戻っていただきまして、附則。

施行期日。

第1項 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

適用区分。

第2項 この条例による改正後の河津町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第36号 河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊 弘君） 日程第8、議案第37号 令和7年度河津町立小中学校児童生徒用1人1台端末購入契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第37号 令和7年度河津町立小中学校児童生徒用1人1台端末購入契約について。

以下、詳細については、担当課長より説明をさせます。

○議長（渡邊 弘君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（土屋 勉君） それでは、議案第37号 令和7年度河津町立小中学校児童生徒用1人1台端末購入契約についてのご説明をさせていただきます。

本議案の提案理由でございますが、国の推進するGIGAスクール構想に基づき導入した1人1台情報端末を更新するための備品購入を行うに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案になります。

議案第37号 令和7年度河津町立小中学校児童生徒用1人1台端末購入契約について。

令和7年度河津町立小中学校児童生徒用1人1台端末購入について、下記のとおり契約を締結するため、議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的、令和7年度河津町立小中学校児童生徒用1人1台端末購入。

2、契約の方法、随意契約。地方自治法施行令第167条の2第1項第6号。

3、契約金額、1,762万4,335円。

4、契約の相手方、静岡県静岡市葵区城東町5番1号、西日本電信電話株式会社静岡支店、支店長、番匠俊行。

令和7年6月4日提出。

河津町長、岸重宏。

内容についてのご説明をさせていただきます。

小中学校で使用する1人1台端末377台を購入するもので、静岡県と県内市町で共同調達を行いました。仮契約は5月30日に締結してございます。

説明は以上となります。

○議長（渡邊 弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第37号 令和7年度河津町立小中学校児童生徒用1人1台端末購入契約についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊 弘君） 日程第9、議案第38号 令和7年度河津町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第38号 令和7年度河津町一般会計補正予算（第1号）。

令和7年度河津町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,100万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億6,100万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和7年6月4日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

○議長（渡邊 弘君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、議案第38号 令和7年度河津町一般会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。

提案理由でございます。

当初予算の調整後に生じた事由により、既定の予算の追加、更正をする予算となっております。

主な事業としまして、定額減税の補足調整給付金給付事業、それから観光施設等の施設修繕の事業等がございます。

また、4月1日付の人事異動に伴う配置転換による補正も計上してございます。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。款、項、補正額の順に述べさせていただきます。

10款地方交付税82万6,000円、1項地方交付税、同額でございます。

14款国庫支出金924万7,000円、2項国庫補助金、同額でございます。

15款県支出金1万8,000円、3項委託金、同額でございます。

17款寄附金599万9,000円、1項寄附金、同額でございます。

19款繰越金1,678万8,000円、1項繰越金、同額でございます。

20款諸収入△647万7,000円、4項雑入、同額でございます。

21款町債1,460万円、1項町債、同額でございます。

歳入合計4,100万1,000円。

次のページをお願いいたします。

○議長（渡邊 弘君） 総務課長に申し上げます。

長くなるようでしたら、着座にてよろしく願いいたします。

○総務課長（川尻一仁君） ありがとうございます。

それでは、次のページでございます。

歳出でございます。歳入と同様の説明とさせていただきます。

1 款議会費△4,000円、1 項議会費、同額でございます。

2 款総務費△948万4,000円、1 項総務管理費△787万3,000円、2 項徴税費△168万5,000円、
3 項戸籍住民基本台帳費 7 万4,000円。

3 款民生費3,169万円、1 項社会福祉費、同額でございます。

4 款衛生費△251万5,000円、1 項保健衛生費、同額でございます。

5 款農林水産業費631万8,000円、1 項農業費、同額でございます。

6 款商工費1,473万5,000円、1 項商工費、同額でございます。

7 款土木費△3 万6,000円、1 項土木管理費116万円、2 項道路橋梁費△222万8,000円、3
項河川費 3 万6,000円、4 項都市計画費99万6,000円。

8 款消防費160万4,000円、1 項消防費、同額でございます。

9 款教育費△130万7,000円、1 項教育総務費666万2,000円、2 項小学校費13万7,000円、
4 項幼稚園費△104万8,000円、5 項社会教育費△776万9,000円。

次のページをお願いいたします。

6 項保健体育費71万1,000円。

歳出合計4,100万1,000円。

次のページをお願いいたします。

第2表 地方債補正。

変更でございます。

起債の目的、補正前の限度額、補正後の限度額を説明をさせていただきます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

起債の目的。

道路橋梁維持事業、過疎対策事業債、2,730万円、4,190万円、こちらにつきましては、当初見込んでいた橋梁維持事業への国庫補助金が減額となる見込みから、起債の借入限度額を変更させていただいたものでございます。

次の5ページ、6ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括は総略をさせていただきます。

7ページのほうをお願いをしたいと思います。

それでは、ここから着座にて説明をさせていただきます。

事項別明細書、2、歳入です。

款、項、目、補正額、節、説明の順に説明をさせていただきます。

10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税82万6,000円、2節特別交付税82万6,000円、特別交付税でございます。公的病院の運営費の補助金の追加に伴い、追加をするものでございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金△250万円、2節児童福祉費国庫補助金△250万円。2目衛生費国庫補助金250万円、1節衛生費国庫補助金250万円。こちらの2つの補助金につきましては、名称等の変更により民生費から衛生費への変更をするものでございます。3目土木費国庫補助金△2,215万1,000円、1節道路橋梁費国庫補助金△2,215万1,000円、道路施設事業費の補助金でございます。補助金の内示により減額するものでございます。5目総務費国庫補助金3,139万8,000円、1節総務管理費補助金3,139万8,000円、社会保障・税番号制度個人番号カード交付事務費補助金、こちらにあっては、戸籍振り仮名の通知による件数増による国庫補助金の増額でございます。それから物価高騰対応重点地方創生臨時交付金、こちらにあっては、定額減税の補足調整給付事業によるものでございます。3,131万6,000円でございます。計924万7,000円。

15款県支出金、3項委託金、2目土木費委託金1万8,000円、1節水門操作業務委託金1万8,000円、水門操作の委託金でございます。水門操作の業務委託単価の増によるものでございます。

17款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金599万9,000円、1節一般寄附金599万9,000円、企業版ふるさと納税の寄附金でございます。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金1,678万8,000円、1節繰越金1,678万8,000円、繰越金でございます。

次のページをお願いいたします。

20款諸収入、4項雑入、1目雑入△647万7,000円、1節雑入△647万7,000円、自治総合センターコミュニティ助成が160万円、消防団員の退職報償金の関係で160万4,000円、それから新型コロナウイルス感染症予防接種の助成金が△の946万1,000円、こちらにあっては、これまでの助成金から交付税措置になったことに伴う減額でございます。それから自治会等連携強化支援助成金、それから自治体等連携強化事業負担金、こちらにあっては、行政連絡委員会の視察研修中止により、意見交換会を行うことになったことに伴い、財源を更正するものでございます。

21款町債、1項町債、4目土木債1,460万円、1節過疎対策事業債1,460万円、過疎対策事

業債の借入れの追加でございます。

次のページをお願いいたします。

3、歳出でございます。歳入と同様の説明とさせていただきます。

なお、歳出で、4月1日付の人事異動に伴うものについては、節、説明は省略をさせていただきます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費△4,000円。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費△1,735万7,000円。4目財産管理費123万円、13節使用料及び賃借料123万円、テレビの受信料でございます。カーナビ設置に伴うNHKの受信料でございます。5目電算費206万4,000円。11節役務費8万4,000円、こちらにあっては、業務用プリンタ機器の保守手数料でございます。2台分を予定してございます。12節委託料198万円、セキュリティ対策のシステムのアップデートの委託料でございます。7目企画費40万円。18節負担金、補助及び交付金40万円、太陽光発電システムの補助金でございます。当初見込みよりも増加となる見込みから、追加をするものでございます。

次のページをお願いいたします。

8目地域づくり推進費660万円、18節負担金、補助及び交付金660万円、コミュニティ助成事業の補助金、こちらは湯ヶ野区へのコミュニティ助成を行うものでございます。それから移住・定住推進事業補助金、ポータルサイト作成等に対する補助を行うものでございます。10節自治振興費△81万円、1節報酬△の34万5,000円、8節旅費△の1万5,000円、10節需用費28万円、13節使用料及び賃借料△73万円、こちらにあっては、行政連絡委員の視察研修を予定しておりましたが、意見交換会になったことに伴い、歳出の項目を変更するものでございます。15目諸費、ゼロ、こちらにあっては、財源更正でございます。計△787万3,000円。

2項徴税费、1目税務総務費△168万5,000円。

次のページをお願いいたします。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費7万4,000円、こちらの中の11節役務費でございます、8万6,000円でございます。こちらは、通信運搬費ということで、戸籍振り仮名の通知の見込み増による通信運搬費の増でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費3,140万7,000円、こちらのほうの3節の時間外手当9万円、それから10節の需用費15万8,000円、11節の役務費39万9,000円、12節委託料66万9,000円。

次のページをお願いいたします。

18節負担金、補助及び交付金3,000万円、これらにつきましては、定額減税補足調整給付金の給付事業によるものでございます。

2目老人福祉費7万7,000円。4目国民年金費1万3,000円。5目国民健康保険費54万1,000円。こちらのほうの27節にあつては、繰出金でございます。国民健康保険特別会計への法定繰出しを行うものでございます。

6目介護保険費6,000円、こちらは、27節の繰出金でございます。介護保険特別会計への法定繰出しを行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

7目後期高齢者医療費△35万4,000円。計3,169万円。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費77万7,000円、こちらの18節でございます。165万9,000円でございます。一部メディカルセンターの特別負担金62万6,000円、公的病院の運営費補助金103万3,000円でございます。2目予防費△391万2,000円、12節委託料2万2,000円、予防接種の委託料でございます。麻疹風疹の予防接種の特別措置に伴う対応をするための委託料でございます。19節扶助費△の393万4,000円、予防接種の扶助費でございます。新型コロナワクチンを接種するに当たり、自己負担金の見直しにより減額をするものでございます。

次のページをお願いいたします。

4目環境衛生費62万円、18節負担金、補助及び交付金62万円、簡易水道組合の補助金でございます。梨本簡易水道組合のバルブ交換に伴う補助金を行うものでございます。事業費の2分の1でございます。5目母子衛生費ゼロ、これは財源更正でございます。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費1,000円。2目農業総務費661万7,000円。4目農業施設費△30万円。

次のページをお願いいたします。

計631万8,000円。

6款商工費、1項商工費、1目商工総務費454万2,000円。3目観光費776万4,000円、10節需用費742万3,000円、施設修繕料、物件でございます。舟戸の番屋の浄化槽の曝気ブローアの修繕をするもの、それから施設修繕の維持修繕でございます。端戸テニスコートの照明、それから観光トイレの修繕ということで、和便から洋便への変更をするものでございます。18節負担金、補助及び交付金34万1,000円、宿泊業の経営力基盤強化事業費補助金でございます。当初見込みよりも増加となったことによる追加でございます。5目花卉園管理運営費

242万9,000円、10節需用費76万2,000円、施設修繕料でございます。カーネーション見本園の換気用の制御盤を2基設置するものでございます。12節委託料166万7,000円、カーネーション見本園の管理委託料でございます。管理をする方を追加をするものでございます。計1,473万5,000円。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費116万円。

次のページをお願いいたします。

12節委託料94万6,000円、こちらにあつては、防災公園の整備事業に伴う重要保全種の確保を行うものでございます。令和3年の調査により発見された希少動植物の保全対策として、移植等を行うものでございます。

2項道路橋梁費、2目道路新設改良費△222万8,000円。3目橋梁維持費ゼロ、こちらは財源更正でございます。計△222万8,000円。

3項河川費、1目河川維持費3万6,000円、12節委託料3万6,000円、水門操作の委託料でございます。県の単価が増加になったことに伴い追加をするものでございます。

次のページをお願いいたします。

4項都市計画費、2目都市公園管理費99万6,000円、10節需用費99万6,000円、こちらは施設修繕料でございます。笹原公園のトイレの改修ということで、和便から洋便等に変えるものでございます。

8款消防費、1項消防費、2目非常備消防費160万4,000円、7節報償費160万4,000円、消防団員の退職報償金5名分でございます。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費666万2,000円。2項小学校費、1項小学校管理費13万7,000円、13節使用料及び賃借料13万7,000円、こちらについては、屋外施設の使用料ということで、小学校のプールの授業について、敷根公園のプールを利用するための費用でございます。

次のページをお願いいたします。

4項幼稚園費、1目幼稚園費△104万8,000円。5項社会教育費、1項社会教育総務費△776万9,000円。6項保健体育費、3目学校給食費71万1,000円。

次のページのほうに係りますが、説明については以上となります。

○議長（渡邊 弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

4番、桑原猛議員。

○4番（桑原 猛君） 4番、桑原です。

すみません、トイレの改修工事のことなんですけれども、先日説明いただきましたが、ウォシュレット、あるところとないところが、設置するところとしないところがあるということだったんですけれども、設置するんですけれども、設置しないというところの理由というのは、何かあるのでしょうか。お聞きしたいです。

○議長（渡邊 弘君） 産業振興課長。

○産業振興課長（稲葉吉一君） 現在、洋式化をされているトイレがございます。

まずは洋式化を最優先にということで考えております。

ただ、和式から洋式化にする場合については、やはりウォシュレットを、機能をついているものを予定をしているというような状況です。

○議長（渡邊 弘君） 4番、桑原猛議員。

○4番（桑原 猛君） それでは、今の答弁ですと、随時またウォシュレットがついていないところは将来的にはウォシュレット化になるという判断でよろしいでしょうか。

○議長（渡邊 弘君） 産業振興課長。

○産業振興課長（稲葉吉一君） 利用者の意見等もまた聞きながら、今後検討していきたいというふうに考えております。

○議長（渡邊 弘君） 4番、桑原猛議員。

○4番（桑原 猛君） 分かりました。

○議長（渡邊 弘君） 6番、遠藤嘉規議員。

○6番（遠藤嘉規君） 質問させていただきます。

全協のときにでもちょっと質問させてもらったんですけれども、9ページ、2款1項4目13節のテレビ受信料、これNHKの受信料の件で123万円。これ、項目が出ているんですけれども、当該車両が全部で11台ということで、これ今回突発的に発生した案件で、こういうふうにテレビ受信料ということで科目をつけてやっていますけれども、次年度以降の予算書の中においては、これはこの科目として引き続き残ってくるのでしょうか。新しく車両を新調したときには、やっぱりこういう形で項目として別途計上されるようなことになってくるのでしょうか。

○議長（渡邊 弘君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） 当初予算にもテレビの受信料という形の項目がございますので、

そこの中に金額が加わってくるという形で考えてもらえればいいと思います。

○議長（渡邊 弘君） 6番、遠藤嘉規議員。

○6番（遠藤嘉規君） ありがとうございます。

このカーナビの受信料の件に関しては、例えば消防議会の中では、全ての車両にももちろんカーナビがついているんですけども、テレビを見れないようにすることで、その受信料の部分はカットするというような判断をしたようです。消防車両なので、それこそ危機管理に直接携わるような車両はそういった判断をして、次年度以降、NHKの受信料の分に関しては全車両カットすると。で、それ以外の有事に備えての情報収集に関しては、手持ちのスマートフォンを使ったりとか、ラジオを使ったりとか、そういった形で正式な情報を個別に受診をして随時対応をするというようなことをするそうです。

で、全協のときにお伺いしたときに、町の車両で正式な情報を得る手段の一つとして、このNHKの受信料を、この11台に関しては引き続き取れるようにしておきたいというようなことだったんですけども、多分これ、新年度予算以降になってくると、どこかに紛れ込んでしまって、もう議論の対象になることがない予算なのかなというふうに思うんですが、河津町としては、これから先、新規で購入する車両等々についても、引き続き1台につきNHKの代金を、有事に対する備えということで継続して払っていく、そういう車両がどんどんどんどんこれから増えていくというような認識でよろしいでしょうか。

○議長（渡邊 弘君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） 必要かどうかという判断が必要だと思いますので、必要なときには設置をするという形がありますが、基本的には多くの車を設置しようという形は考えておりません。

今後の対応等、それで、逆にスマートフォンとかというのを所持せましても、結局、それに対する受信料というのはかかりますので、それは町のほうで払わなければならなくなってしまいますので、個人のスマホを使うという形ができないというふうに思っていますので、そういったことについての対応ということも、今後考えていきたいなというふうに思っています。

ですので、新しい車全てに入れるのかといたら、そうではないというふうに考えておいてもらいたいと思います。

○議長（渡邊 弘君） 6番、遠藤嘉規議員。

○6番（遠藤嘉規君） 町のその公用車は、場合によっては町外出て、職員の方が行ったこと

ないところにその車両で行かなきゃいけないということが発生するんでしょから、カーナビはある程度の確率で設置しないと、いざというときに役に立たないのかなというふうに思いますので、もし、そのときに個人のスマートフォンを使ってグーグルマップを起動させてといったら、やっぱり同じことになると思うんです。なので、これから先の有事のときの情報収集のためにつけるという名目でいくのであれば、他の自治体、他の危機管理を、消防とかそういったところがどういう判断をしているのかということも加味して、どこかのタイミングで、多分新年度の予算を編成するようなタイミングとかで、いま一度この11台分、引き続きこれから新しく入ってくる車両という部分に関しても、どこかのタイミングでしっかりと検討をしていただく必要があるのかなというふうに思いますので、これでもう中に入ってしまったから分からなくなっちゃった予算だよというようなことがないように、ちょっと気に留めていただきたいかなというふうに思います。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） ほかにございませんか。

2番、北島正男議員。

○2番（北島正男君） 17ページの小学校費のところのプールですけれども、これ、敷根のプールを、今の小学校のプールはちょっと使えないから、敷根のプールの屋内のを借りるということですが、これは基本的には今回だけですか。

いわゆる修繕料が700万、800万、900万かかるから今期はできないんですけども、今期だけ敷根を借りて次は直すという計画がありますか。

○議長（渡邊 弘君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（土屋 勉君） 教育委員会としましては、今のところは、今回、初めての試みですので、安全なプールの授業ができるように、今、敷根プールと話をしたり、あと移動時間もかかりますので、現地でのプールの授業が有意義にちゃんと効率よくできるように、今現在行っている下田市で使用している敷根プールをしている小学校から情報を聞いたりして、今、安全なプールの授業ができるように、今進めているところです。

で、そういった状況の中、今回のプールの状況は、教育委員会としても、実際現地を見たり、あとは実際プールの指導に当たる先生等からヒアリングを行いながら、現時点では来年度以降については、その意見を含めながら、実際修理して使うのか、また来年度以降も敷根のプールをお借りするのかというのは判断していきたいと考えております。

○議長（渡邊 弘君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） それでは、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第38号 令和7年度河津町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 零時04分

再開 午後 1時00分

○議長（渡邊 弘君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊 弘君） 日程第10、議案第39号 令和7年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第39号 令和7年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和7年度河津町国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,662万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月4日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

○議長（渡邊 弘君） 健康増進課長。

○健康増進課長（平川直也君） 議案第39号 令和7年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

まず、提案理由でございます。

令和7年第1回の河津町議会定例会におきまして可決をいただきました税率改正と、今回専決処分をさせていただきました軽減判定に用いる所得基準の改正に伴いまして、国民健康保険税を補正するもの。それから、口座振込手数料等の補正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。款、項、補正額の順で述べさせていただきます。

1款国民健康保険税649万7,000円、1項国民健康保険税、同額でございます。

7款繰入金△637万7,000円、1項他会計繰入金12万円、2項基金繰入金△649万7,000円。

歳入合計12万円。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。歳入と同様の説明とさせていただきます。

1款総務費12万円、1項総務管理費9万4,000円、2項徴税費2万6,000円。

歳出合計12万円でございます。

3ページ、4ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、説明を省略させていただきます。

5ページをお願いいたします。

事項別明細書、2、歳入でございます。款、項、目、補正額、節、説明の順に説明させて

いただきます。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税649万7,000円、1 節医療給付費分現年課税分430万1,000円、こちらは特別徴収保険税、それから普通徴収保険税でございます。2 節後期高齢者支援金現年課税分163万1,000円、こちらにつきましても特別徴収保険税、それから普通徴収保険税でございます。3 節介護納付金現年課税分、こちらにつきましては普通徴収保険税でございます。計649万7,000円。こちらは全て税率改正と軽減判定に用いる所得基準額の改正に伴う増額分でございます。

7 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金12万円、2 節職員給与費等繰入金、同額でございます。こちらは、今回の補正に係る一般会計からの法定繰入分でございます。

2 項基金繰入金、1 目国民健康保険事業基金繰入金△649万7,000円、1 節国民健康保険事業基金繰入金、同額でございます。こちらにつきましては、不足財源を補うために計上しております国民健康保険事業基金の繰入金を減額するものでございます。

次のページをお願いいたします。

事項別明細書、3、歳出でございます。歳入と同様の説明とさせていただきます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費9万4,000円、11 節役務費9万4,000円、口座振込手数料。こちらにつきましては、事務経費の支払いに要する口座振込の手数料でございます。

2 項徴税费、1 目賦課徴収費2万6,000円、11 節役務費2万6,000円、口座振替等の取扱手数料となります。こちらにつきましては、賦課徴収に要する口座振替等の取扱手数料でございます。

説明は以上です。

○議長（渡邊 弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第39号 令和7年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊 弘君） 日程第11、議案第40号 令和7年度河津町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第40号 令和7年度河津町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

令和7年度河津町介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,567万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月4日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細については、担当課長より説明をさせます。

○議長（渡邊 弘君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（中村邦彦君） それでは、議案第40号 令和7年度河津町介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

まず、提案理由でございます。

提案理由につきましては、令和7年度の介護保険特別会計職員分の給与改定に伴います社会保険等の増、そして歳入の増でございます。

次ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。款、項、補正額の順で説明させていただきます。

3款国庫支出金1万3,000円、2項国庫補助金、同額でございます。

5款県支出金6,000円、2項県補助金、同額でございます。

6款繰入金6,000円、1項一般会計繰入金、同額でございます。

9款繰越金9,000円、1項繰越金、同額でございます。

歳入合計3万4,000円。

次ページをお願いいたします。

歳出でございます。歳出も同様の説明とさせていただきます。

4款地域支援事業費3万4,000円、3項包括的支援事業・任意事業費、同額でございます。

歳出合計3万4,000円。

3ページ、4ページの歳入歳出予算事項別明細書、1、総括につきましては省略とさせていただきます。

5ページをお願いいたします。

事項別明細書、2、歳入でございます。款、項、目、補正額、節、説明とさせていただきます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、3目地域支援事業交付金（その他の地域支援事業）1万3,000円、1節現年度分1万3,000円、その他地域支援事業の交付金でございます。

5款県支出金、2項県補助金、2目地域支援事業交付金（その他の地域支援事業）6,000円、1節現年度分6,000円、その他の地域支援事業交付金でございます。

6款繰入金、1項一般会計繰入金、5目地域支援事業繰入金（その他の地域支援事業分）でございます。補正額は6,000円、1節現年度分6,000円、その他地域支援事業繰入金です。

9款繰越金、1項繰越金、1目繰越金9,000円、1節繰越金、繰越金でございます。

次ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。歳入同様の説明とさせていただきます。

4款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的・継続的ケアマネジ

メント事業費 3 万 4,000 円、3 節職員手当等 3 万円、期末勤勉手当の分でございます。4 節
共済費 4,000 円、共済組合の負担金でございます。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第 40 号 令和 7 年度河津町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を採決しま
す。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 4 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊 弘君） 日程第 12、議案第 41 号 令和 7 年度河津町水道事業会計補正予算（第
1 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第 41 号 令和 7 年度河津町水道事業会計補正予算（第 1 号）。

以下、詳細については、担当課長より説明をさせます。

○議長（渡邊 弘君） 水道温泉課長。

○水道温泉課長（飯田吉光君） 議案第41号の説明をさせていただきます。

議案第41号 令和7年度河津町水道事業会計補正予算（第1号）。

総則。

第1条 令和7年度河津町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
収益的収入及び支出。

第2条 予算第3条の収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、補正予定額の順で述べさせていただきます。

支出でございます。

第1款水道事業費131万4,000円、第1項営業費用131万4,000円。

議会の議決を経なければ流用することができない経費。

第3条 予算第8条第1号の職員給与費の額「29,057千円」を「30,133千円」に改める。

令和7年6月4日提出。

河津町長、岸重宏。

提案理由は、職員の人事異動に伴う補正でございます。

次のページ、河津町水道事業会計予算実施計画の説明につきましては、省略させていただきます。

3ページをお願いします。

令和7年度河津町水道事業会計予算明細書。

収益的収入及び支出。

支出です。

款、項、目、補正予定額、節、説明の順で述べさせていただきます。

1款水道事業費131万4,000円、1項営業費用、同額です。4目総係費、同額です。1節給料49万1,000円、6節法定福利費58万5,000円、9節退職給与費23万8,000円、いずれも職員の人事異動に伴う補正でございます。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第41号 令和7年度河津町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊 弘君） 日程第13、議案第42号 令和7年度河津町温泉事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第42号 令和7年度河津町温泉事業会計補正予算（第1号）。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

○議長（渡邊 弘君） 水道温泉課長。

○水道温泉課長（飯田吉光君） 議案第42号の説明をさせていただきます。

議案第42号 令和7年度河津町温泉事業会計補正予算（第1号）。

総則。

第1条 令和7年度河津町温泉事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条 予算第3条の収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、補正予定額の順で述べさせていただきます。

支出でございます。

第1款温泉事業費52万円、第1項営業費用52万円。

議会の議決を経なければ流用することができない経費。

第3条 予算第7条第1号の職員給与費の額「21,673千円」を「22,099千円」に改める。

令和7年6月4日提出。

河津町長、岸重宏。

提案理由は、職員の人事異動に伴う補正でございます。

次のページ、河津町温泉事業会計予算実施計画の説明につきましては、省略させていただきます。

3ページをお願いします。

令和7年度河津町温泉事業会計予算明細書。

収益的収入及び支出。

支出です。款、項、目、補正予定額、節、説明の順で述べさせていただきます。

1款温泉事業費52万円、1項営業費用、同額です。4目総係費、同額です。1節給料26万2,000円、6節法定福利費16万4,000円、9節退職給与費9万4,000円、いずれも職員の人事異動に伴う補正でございます。

説明は以上です。

○議長（渡邊 弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第42号 令和7年度河津町温泉事業会計補正予算（第1号）を採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時20分

再開 午後 1時20分

○議長（渡邊 弘君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

◎選挙第1号

○議長（渡邊 弘君） 日程第14、選挙第1号 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。

静岡県後期高齢者医療広域連合議会につきましては、広域連合規約の第7条の規定により、市長から6人、町長から4人、市議会議員から6人、町議会議員から4人をそれぞれ選出して、計20人をもって組織することとされております。

このたび、市長から選出すべき議員のうち3人、市議会議員区分から選出すべき議員のうち3人、町議会議員区分から選出するべき議員のうち1人が欠員となり、その補充のため候補者を募ったところ、市議会議員区分及び町議会議員区分において、選挙すべき定数を超えましたので、投票による選挙が行われるものであります。

この選挙は、広域連合規約第8条の規定により、全ての町議会における得票総数により当選人を決定することになりますので、会議規則第33条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人の告知は行えません。

そこでお諮りします。

選挙結果については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数まで広域連合に報告することとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 異議なしと認めます。

よって、選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数まで広域連合に報告することに決定いたしました。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖をお願いします。

〔議場閉鎖〕

○議長（渡邊 弘君） ただいまの出席議員は10人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条の規定により、立会人に7番、上村和正議員、9番、稲葉静議員を指名します。

候補者の名簿は、配付してあるとおりでございます。

候補者名簿の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 配付漏れなしと認めます。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（渡邊 弘君） 投票用紙の漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。立会人は点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

○議長（渡邊 弘君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と名前を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

〔事務局長点呼・投票〕

○議長（渡邊 弘君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

7番、上村和正議員、9番、稲葉静議員、開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（渡邊 弘君） 開票の結果を報告します。

投票総数 10票

有効投票数 10票

無効投票数 0票

有効投票のうち

笠井政明君 8票

平野正紀君 2票

以上のとおりでございます。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○議長（渡邊 弘君） 以上のとおりです。

◎議員派遣の件

○議長（渡邊 弘君） 日程第15、議員派遣の件について議題とします。

地方自治法第100条第13項及び河津町議会会議規則第128条の規定によって、お手元に配付いたしましたとおり、議員を派遣することとしたいと思っております。

お諮りします。

提案理由の説明及び質疑、討論を省略して、配付のとおり議員を派遣することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定いたしました。

◎委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件

○議長（渡邊 弘君） 日程第16、委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の委員長から所掌事務等の調査について、会議規則第75条の規定によってお手元に配付したとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（渡邊 弘君） お諮りします。

本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。会期はまだ残っておりますが、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

以上で本日の会議を閉じます。

これをもって令和7年河津町議会第2回定例会を閉会します。

ご苦労さまでございました。

閉会 午後 1時35分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員

議案等審議結果一覽

議案等審議結果一覧

令和7年第2回定例会

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
報告第1号	令和6年度河津町一般会計繰越明許費繰越計算書について		
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて (令和6年度河津町一般会計補正予算 (第12号))	7. 6. 5	承認
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて (河津町税条例の一部を改正する条例 について)	〃	〃
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて (河津町国民健康保険税条例の一部を 改正する条例について)	〃	〃
承認第4号	専決処分の承認を求めることについて (河津町水道・温泉事業職員の給与の 種類及び基準に関する条例の一部を改 正する条例について)	〃	〃
議案第36号	河津町国民健康保険税条例の一部を改 正する条例について	〃	原案可決
議案第37号	令和7年度河津町立小中学校児童生徒 用1人1台端末購入契約について	〃	〃
議案第38号	令和7年度河津町一般会計補正予算 (第1号)	〃	〃
議案第39号	令和7年度河津町国民健康保険特別会 計補正予算(第1号)	〃	〃
議案第40号	令和7年度河津町介護保険特別会計補 正予算(第1号)	〃	〃
議案第41号	令和7年度河津町水道事業会計補正予 算(第1号)	〃	〃

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
議案第42号	令和7年度河津町温泉事業会計補正予算(第1号)	7. 6. 5	原案可決
選挙第1号	静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙		笠井政明8票 平野正紀2票
	議員派遣の件	7. 6. 5	決 定
	委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件	〃	〃